

# 姫路市環境基本計画

(2013—2020)

自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路  
～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～



H I M E J I

姫路市



## はじめに

姫路市は古くから交通の要衝として栄え、近世には商業や文化が発達し、世界文化遺産となる姫路城が築かれました。以降、商工業や農林水産業が発達し、播磨地域の中心として発展してきました。一方で、山間部から平野部、群島部と多様な地形を有しており、豊かな自然資源にも恵まれています。

高度経済成長を経て、私たちの生活は豊かになりました。しかしながら、現在の豊かさは自然の回復力を上回る資源の消費を伴っており、私たちは環境に配慮した行動を実践する必要に迫られています。本市においては環境施策を推進するため、21世紀の始まりに「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定するとともに、「姫路市環境基本計画」を策定しました。

このたび、同計画を受け継ぐ新しい環境基本計画を策定し、新たな市の環境施策の指針はもとより、本市に暮らす全ての方々を対象とした環境に関する行動の指針を示しております。先人から受け継いだ、この播磨のかけがえのない豊かな自然や文化をさらなる未来に引き継ぐべく、一人ひとりが心がけを持って行動しなければなりません。本計画は現在のみならず、未来のための計画でもあるのです。

本市の目指すべき都市像「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」の実現に向け、本市の市民、事業者、行政などすべての主体が、本計画の下、環境活動を推進していくことを期待しています。

最後に、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました環境審議会及び地球温暖化対策実行計画推進協議会の委員の皆様、また多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年（2013年）3月

姫路市長 **石見利勝**

# 目次

第1章 環境基本計画とは.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	2
1 役割と位置づけ.....	2
2 計画期間.....	3
3 対象地域.....	3
4 対象範囲.....	3
第3節 計画を取り巻く背景.....	4
1 社会潮流.....	4
2 姫路市の特性.....	8
3 今後の環境づくりに求められる視点.....	16
第4節 計画の全体構成.....	18
第2章 計画が目指すもの.....	19
第1節 環境像.....	19
第2節 環境像実現のための基本目標.....	20
第3章 目標を達成するために取り組むこと.....	21
第1節 基本目標ごとの取り組み.....	21
基本目標1 市民環境力の向上.....	22
基本目標2 低炭素・循環型社会の構築.....	28
基本目標3 生活環境の保全.....	36
基本目標4 自然環境との共生.....	42
基本目標5 快適環境の創出.....	49
第2節 地域特性に応じて留意すること.....	53
1 森林・丘陵・田園地域.....	54
2 市街地地域.....	55
3 臨海・群島地域.....	56
第4章 リーディングプラン.....	57
1 環境学習推進の輪づくり.....	58
2 再生可能エネルギーの導入促進.....	61
3 生物多様性地域戦略づくり.....	62

第5章 目標の達成に向けみんなで取り組むために.....	64
第1節 各主体の役割.....	64
第2節 主体間の協力・連携の仕組みづくり.....	66
第3節 計画推進の仕組み.....	67
第4節 計画の進行管理.....	68
1 進行管理の方法.....	68
2 環境指標.....	68
3 年次報告.....	70
資料編	
資料1 より良い環境づくりについての市民アンケート.....	74
資料2 より良い環境づくりについての市民アンケート<子ども版>.....	87
資料3 施策一覧表.....	89
資料4 姫路の環境をみんなで守り育てる条例.....	96
資料5 姫路市環境審議会名簿.....	100
資料6 姫路市環境基本計画の策定経過.....	101
資料7 姫路市環境審議会答申.....	102
用語解説.....	103

## 第1章 環境基本計画とは

### 第1節 計画の趣旨

本市では、平成13年（2001年）3月に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、同年6月に「姫路市環境基本計画」を策定しました。平成20年（2008年）3月には、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、同計画を改訂しました。

また、本市は、平成18年（2006年）3月の周辺4町との市町合併により市域や人口、都市構造など市の姿が大きく変化し、平成21年（2009年）3月には、「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」を目指す「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2020」を策定しました。

一方、この10年間に、環境を取り巻く状況は、法体系の整備をはじめ、本格的な循環型社会への移行、地球温暖化に起因する気候変動、エネルギー問題の深刻化、生物多様性の保全等めまぐるしく変化してきました。平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年（2012年）4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」において、「目指すべき持続可能な社会の姿とは、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え、『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置づけられています。

持続可能な社会を実現するためには、多様な主体による行動・協働の推進、総合的な環境施策の推進、社会情勢に的確に対応した戦略的取組が必要です。

本市では、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」において、環境の保全と創造について基本理念を掲げ、市はもとより事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めました。

本計画は、この基本理念の実現に向けて、条例第9条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

#### 姫路の環境をみんなで守り育てる条例の基本理念（第3条）

- 1 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

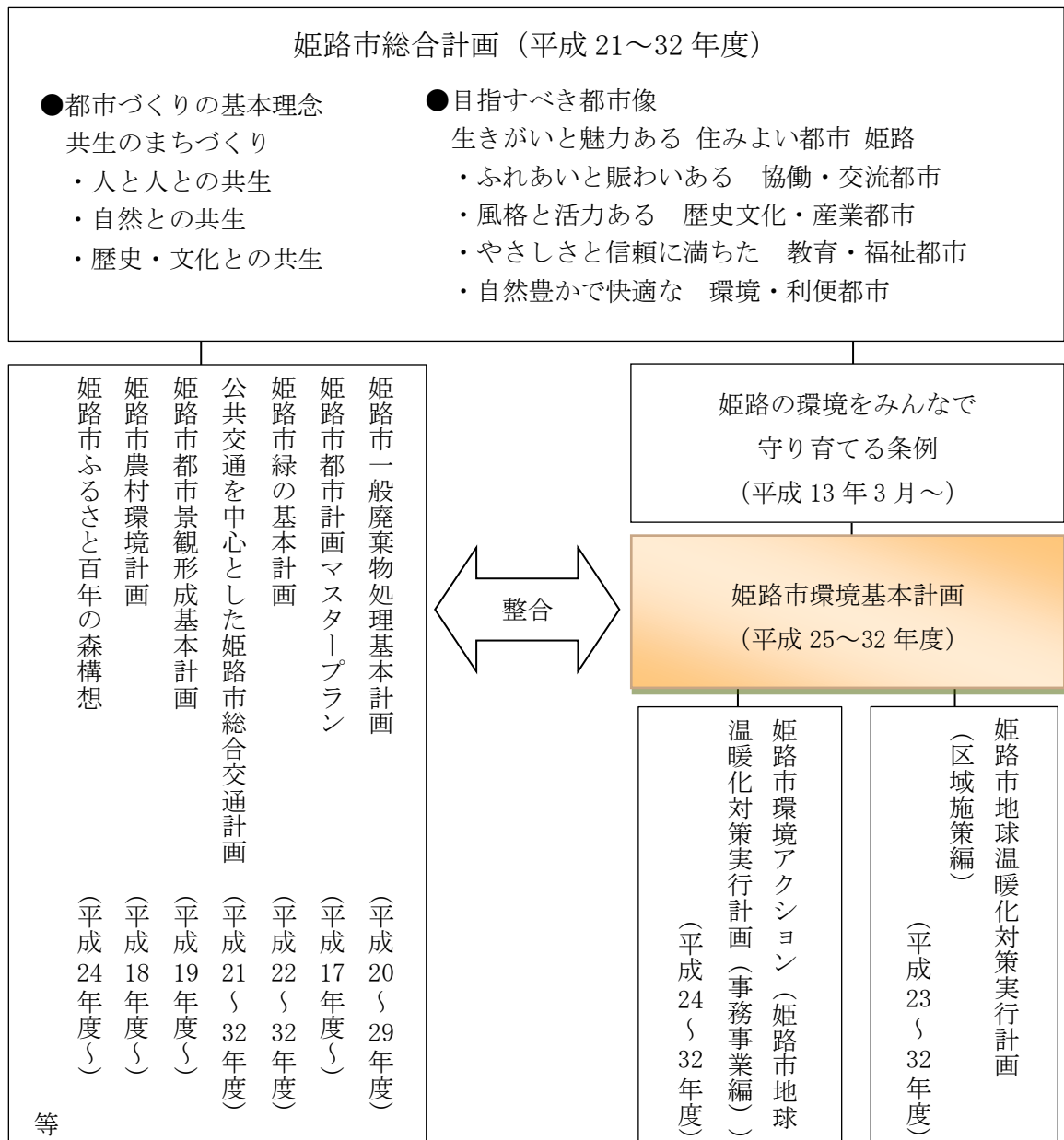
## 第2節 計画の基本的事項

### 1 役割と位置づけ

本計画は、姫路市総合計画に示す目指すべき都市像「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」の実現に向け、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に掲げる基本理念のもと、本市の環境施策の基本的指針として策定するものであり、その役割を次のように設定します。

- ・中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- ・他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの
- ・市民、事業者の環境に関する指針となるもの

図 1-1 本市の環境に関わる計画等



## 2 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 8 年間とします。

また、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 3 対象地域

計画の対象地域は、姫路市全域とします。

ただし、本市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や県・国との連携を図ります。

また、地域の環境特性に配慮するとともに、広域的な環境の保全と創造への貢献を視野に入れたものとします。

## 4 対象範囲

計画の対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境の各環境要素とします。これらの要素を向上させるためには、人づくりや仕組みづくりが重要となります。

表 1-1 計画の対象範囲

環境要素	具 体 例
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質、廃棄物 等
自然環境	地形地質、野生生物、生物多様性、緑・水辺・自然とのふれあい 等
快適環境	景観・美化、歴史文化遺産 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨 等



## 第3節 計画を取り巻く背景

### 1 社会潮流

#### ●少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

##### ○急速に進む少子高齢化と人口減少

出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が急速に進行しています。平成 17 年（2005 年）に日本の人口が減少に転じ、この傾向は長期化すると推測されています。

##### ○経済発展、量的拡大の見直し

経済活動の主な担い手である生産年齢人口の減少により、経済成長へのマイナスの影響が懸念されるとともに、経済発展、量的拡大が見直され、心の豊かさや生きがいを重視する社会の成熟化が進行しています。

##### ○環境保全の担い手の減少

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。

#### ●低炭素・循環型社会への社会的要請

##### ○東日本大震災を背景とした環境政策のあり方の変革

東日本大震災は、広範囲での高い津波の襲来や原子力発電所事故などの深刻な問題を引き起こしました。これにより、国においては、リスク管理のあり方とともに、エネルギー政策や地球温暖化対策の見直しを含めた環境政策のあり方の変革が進められています。

##### ○地球温暖化の防止

地球温暖化問題に対応するため、平成 4 年（1992 年）に気候変動枠組条約、平成 9 年（1997 年）に京都議定書が採択され、平成 20 年（2008 年）の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

近年、地球温暖化が原因とみられる日降水量 100mm 以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想されているため、地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に役割を果たすことが求められています。

また、平成 24 年（2012 年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、低炭素社会形成に向けた取り組みが進められています。

## ○資源構造の変化

大量の資源・エネルギーを消費するあり方を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直していく、大きな価値観や意識の変化が生まれています。再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まるなど、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの取り組みが進んでいます。

## ○適正な資源循環の推進

世界的には、資源消費及び廃棄物の発生量が急増するとともに、これらの国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、「循環型社会形成推進基本法」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取り組みが進みつつありますが、3R（発生抑制、再使用、再資源化）の取り組みのうち、特に発生抑制、再使用についてはさらなる取り組みが求められています。

## ○都市における「みどり」の役割の多機能化

都市における「みどり」の役割は、従来の緑地としての役割に加え、都市の貴重な水資源の貯留・涵養能力を持つ空間、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の大気の高熱に対する緩和作用、二酸化炭素の吸収効果、また、生物多様性の確保や自然とのふれあいの場の創出など、多機能化しています。

## ●生物多様性の損失

平成 22 年(2010 年)に、名古屋市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」が開催、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性保全活動促進法)」が制定されるなど、生物多様性に関する取り組みが進んでいます。しかし、「地球規模生物多様性概況第 3 版(2010 年生物多様性条約事務局公表)」では、遺伝子、種、生態系という生物多様性を構成するすべての要素の損失が継続しているとされています。国内においても、「生物多様性総合評価(2010 年公表)」では、生物多様性の損失はすべての生態系に及び、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きいと報告されています。生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた一層の取り組みが必要とされています。

## ●環境学習の推進

環境問題を解決するためには、地域全体でより良い環境、より良い地域を作っていく意識や力を高めることが重要です。また、環境問題を自らの問題としてとらえ、学校や地域社会における環境学習を推進し、市民、事業者、行政が連携して行動する必要があります。

平成 14 年（2002 年）に「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が国連総会で採択されたことを受け、平成 15 年（2003 年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成 18 年（2006 年）には「我が国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画」が策定されました。これを受け、学習指導要領に持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれるとともに、平成 23 年（2011 年）には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」も制定され、環境問題の解決に向け、環境学習が重視されてきています。

## ●市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっています。今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加し、市民、事業者、行政等のあらゆる主体による地域づくりが進むなか、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

## ●環境と経済の持続可能性の確保に向けた取り組み

環境を経済発展の牽引役の一つとして考えるグリーン成長に向けた取り組みが活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及・浸透が進み、今後も拡大すると予想されています。また、平成 24 年（2012 年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置づけています。

## ●安全が確保された社会の形成

### ○大気・水・土壌環境、化学物質への対策

国内の大気環境は全体としては改善傾向にありますが、光化学オキシダントについては環境基準の達成状況が全国的に低く、平均濃度は近年増加傾向にあります。また、微小粒子状物質は全国的に環境基準を超える可能性があるといわれているほか、中国からの影響も懸念されています。

水環境については、閉鎖性水域での水質改善及び健全な水循環の確保はまだ十分ではありません。

市街地等の土壌環境については、汚染が長期的には増加傾向にあり、今後も増加することが予想されています。

有害な化学物質については、環境中への排出量や残留量は概ね減少傾向にありますが、環境中の多種多様な化学物質の多くについては健康や生態系への影響に関する情報が不十分な状況にあるため、環境リスクを低減する一層の取り組みが必要です。

### ○東日本大震災を背景とした「安全・安心」に関する視点の高まり

東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、環境面においても重視されています。今後は、予防的な視点からリスクコミュニケーションなどの環境リスクを踏まえた取り組みを推進していくことが必要です。

#### 環境用語知識

##### ■ 環境リスクとは？

化学物質等が環境を経由して、人の健康や動植物の生息・生育に悪い影響を及ぼす可能性をいいます。環境リスクの大きさは、化学物質等の有害性の程度と取り込んだ量によって決まります。

##### ■ リスクコミュニケーションとは？

環境リスクなどの化学物質等の情報を市民、事業者、行政が共有し、意見交換などを通じて意思疎通や相互理解を図ることをいいます。

化学物質等による環境リスクを減らす取り組みを進めるための基礎となるものです。

## 2 姫路市の特性

### (1) 概況

#### ●市勢

本市は、兵庫県の南西部、播磨平野の中心部に位置しており、山間部から群島部に至る約 534 km<sup>2</sup>の広範な面積を有しています。

本市の人口は、平成 24 年（2012 年）12 月現在で約 53 万 6 千人、世帯数は約 21 万世帯です。1 世帯当たりの人数は、昭和 30 年代前半の約 4.7 人をピークに減少しており、現在では約 2.5 人となっています。

#### ●歴史

現在の姫路市域には、古くは旧石器時代から人が住んでいたといわれ、弥生時代にはいくつもの集落がつけられました。飛鳥時代には姫山付近に播磨国府が置かれ、奈良時代には播磨国分寺が建立されるなど、姫路は播磨の中心として栄えました。

室町時代になると、赤松氏が姫山に初めて砦を構え、続いて安土桃山時代に羽柴秀吉が三層の天守閣を築き、江戸時代には池田輝政が現在の姫路城を築城しました。これ以降姫路は西国を抑える要所として軍事拠点にもなりました。

明治時代には繊維・紡績を中心とした軽工業が発達し、明治 21 年（1888 年）には神戸・姫路間に山陽鉄道が開通、明治 22 年（1889 年）には姫路市制が敷かれました。日露戦争後は鉄鋼機械製造業や化学工業が発展し、太平洋戦争の頃には工業都市としての機能が充実しました。

戦災からの復興のなか、昭和 21 年（1946 年）には、近代都市としての躍進を目指して「昭和の大合併」を行い、その後数次にわたる合併を経て都市基盤が整い、道路網や鉄道路線も整備されました。

#### ●地域の状況

本市の気候は、瀬戸内海気候に属し、年間を通して温暖で雨が少なく日照に恵まれた地域です。市域北部には、雪彦山をはじめとする森林、丘陵に囲まれた田園地域が広がっており、市川、夢前川、揖保川などの河川が市域中南部の市街地を南北に流れ、播磨灘には大小 40 あまりの島からなる群島を擁しています。

本市の産業構造は、市域中南部に集積する商業、業務機能と、市域南部の臨海部に形成された、鉄鋼、化学等の基礎素材型産業が立地する臨海工業地帯による商工

業都市としての顔と、森林、河川、海浜などの豊かな地域資源の活用による農林水産業都市としての顔を併せ持っています。

本市の地域コミュニティは、高い組織率を保つ自治会がその中核を担っています。地域を支える基盤組織である自治会等を中心に、NPO 法人、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、大学など多様な主体とともに、参画と協働によるまちづくりを進めています。

本市の交通は、姫路駅を中心に放射状に鉄道網とバス網が形成されており、市街地では比較的公共交通が充実しています。また、市内の幹線道路は、3 環状道路と 10 放射道路を中心に構成されています。このほか、旅客船については、国際拠点港湾である姫路港と家島、坊勢島を結ぶ航路が運航されています。

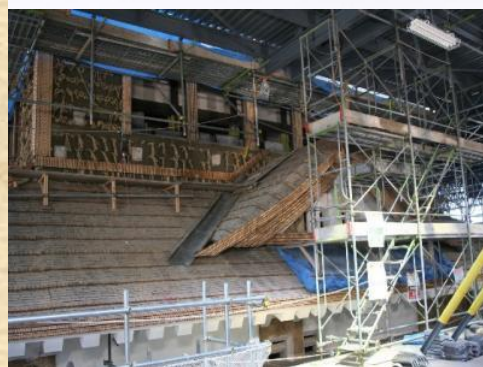
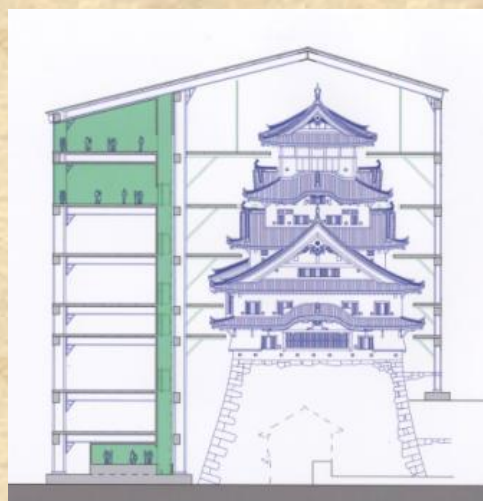
## ひめじ環境豆知識

### ■ 姫路城大天守修理

本市では平成 21 年（2009 年）10 月に姫路城大天守の保存修理工事を開始しました。

これは、昭和 39 年（1964 年）に完了した解体復元工事から約半世紀が経ち、漆喰壁をはじめ上層部の軒や庇に傷みや汚れが激しくなってきたため、本格的な修理を行うものです。

世界遺産の大規模な保存修理工事ということから、現場は原則公開とし、文化財の保護、保存修理についての啓発や PR を行うとともに、世界文化遺産姫路城の価値を広く伝えています。



## (2) 環境の現状

前計画においては、取り組みの実施状況を確認するため、平成20年（2008年）の改訂時に基本目標ごとに数値評価できる指標を環境指標に設定して毎年度の推移を把握し、計画の進行管理を行っています。基本目標ごとの実施状況は以下のとおりです。

### ●基本目標1 楽しく学びともに育む環境づくり

#### ○環境情報の共有

「環境政策室ホームページ閲覧件数」や「環境監視センター見学者数」は減少傾向にあります。「広報紙への環境情報掲載回数」についても平成20年度（29件）をピークに減少傾向にありましたが、平成23年度は増加（31件）しています。

#### ○環境学習の推進

「環境学習イベント実施回数」は平成19年度（99回）をピークに減少傾向（平成23年度51回）にあります。「環境フェスティバル入場者数」や「伊勢自然の里・環境学習センター入場者数」、「自然探勝会参加者数」については平成22年度まで減少傾向にありましたが、平成23年度は増加しています。

#### ○環境配慮活動の実践

「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」は平成18年度比で17.6%削減しました（平成23年度実績）。「全日本エコ川柳大賞応募者(句)数」や「環境アクション(グリーン購入実施率)」についても取り組みが進んでいます。

#### 環境用語知識

##### ■ グリーン購入とは？

グリーン購入とは、買い物のおきに、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことです。

また、平成12年（2000年）に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続可能な社会の構築を推進することを目指しています。

## ●基本目標 2 持続的に発展できる環境づくり

### ○地球環境問題への対応

「市域の温室効果ガス排出量」は、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年である平成 19 年度と比較すると約 16%減少(平成 21 年度)しています。「公用車における低公害車導入数(累計)」や「公共施設の新エネルギー導入規模(累計)」は着実に取り組みが進んでいます。

### ○循環型社会の構築

「ごみ資源化率」は平成 14 年度(16.2%)に比べて取り組みが進んでいますが、近年は 20%前後で横ばいの状況です。また、「建設発生土の再資源化率」や「家庭用電動生ごみ処理機助成台数」についてはともに減少しています。

### ○環境と経済の調和

「『姫そだち』延べ登録品目数」は平成 19 年度(41 品目)に比べて増加(平成 23 年度 69 品目)しています。「エコツーリズム等入込客数」については減少傾向です。

## ●基本目標 3 健康に暮らせる環境づくり

### ○大気環境の保全

「大気環境基準等達成状況」はやや悪化の傾向です。「法令等に基づく立入検査件数(大気)」は減少傾向です。「エコドライブ研修・啓発活動回数」については増加しています。

### ○水環境の保全

「水環境基準等達成状況」は 98.2%（平成 23 年度）で改善傾向です。「法令等に基づく立入検査件数(水質)」はやや減少傾向にあります。「生活排水処理率」は平成 23 年度末には 98.0%、「公共下水道の人口普及率」は平成 23 年度末には 90.3% となり、取り組みが進んでいます。

### ○静けさの確保

「騒音環境基準等達成状況」は 91%前後で横ばいです。「排水性舗装整備面積」は取り組みが進んでいます。

### ○健全な土壌環境の確保

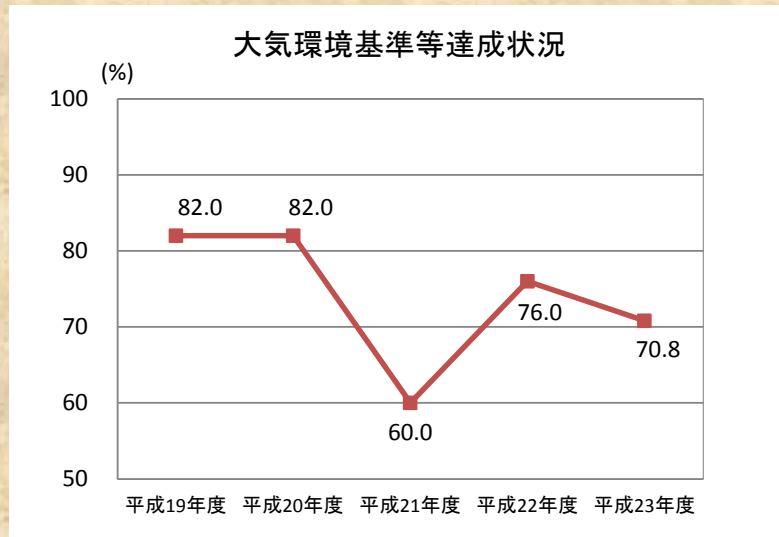
「ダイオキシン調査(土壌)達成状況」は 100%を維持しています。「地下水環境基準等達成状況」は悪化傾向です。



## ひめじ環境豆知識

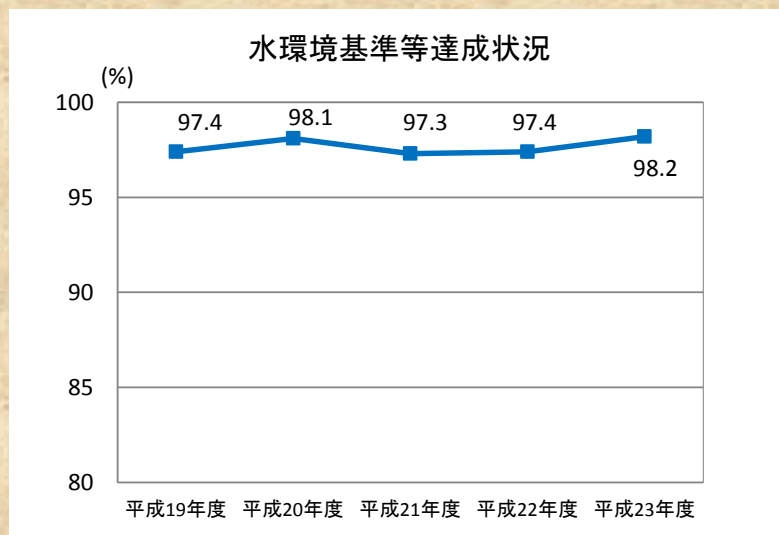
### ■ 大気環境基準等達成状況の推移

大気環境基準等達成状況は、平成 21 年度の 60%に比べると改善傾向にありますが、平成 20 年度までの 82%に比べるとやや悪化しています。



### ■ 水環境基準等達成状況の推移

水環境基準等達成状況は 98%前後でほぼ横ばいの状況ですが、平成 23 年度は前年度に比べて改善しています。



## ●基本目標 4 豊かな自然と共生する環境づくり

### ○生物多様性の保全

「身近な生き物調査」は着実に取り組んでいます。「間伐実施面積」は着実に取り組みが進んでおり、平成 23 年度は 227ha となっています。

### ○身近な緑の保全と創造

「一人当たりの都市公園面積」は 9.2 m<sup>2</sup>で横ばいの状況です。「公共施設の緑化件数」は 73 件(平成 21 年度)をピークに減少傾向です。「地域緑化用草花配布数」は約 42 万株、「グリーンバンク配布本数」は約 220 本前後で、いずれも横ばいの状況です。

### ○身近な水辺の保全と創造

「水辺空間のめぐみ再発見事業活動参加者数」は、地域住民参加型のワークショップの実施状況により、年度による増減が大きくなっています。「水生生物調査参加者数」は近年増加傾向にありましたが(平成 22 年度 387 名)、平成 23 年度は 164 名と減少しています。

## ●基本目標 5 快適に暮らせる環境づくり

### ○魅力的な景観の形成

「都市景観重要建築物等指定数(累計)」は着実に増加し、平成 23 年度末には 38 件になっています。「違反屋外広告物除却市民協力員人数」は横ばい、「まちかど 100m クリーンアクション参加事業所数」は着実な増加、「景観イベント参加者数」は減少傾向にあります。

### ○歴史遺産と文化資源の活用

「書写の里・美術工芸館入館者数」は平成 22 年度に約 6 万人と大幅に増加しましたが近年は約 4 万人で推移しています。「埋蔵文化財センター利用者数」については大幅な増加、「文化財散策ルートマップ作成地区数(累計)」は着実に増加しています。

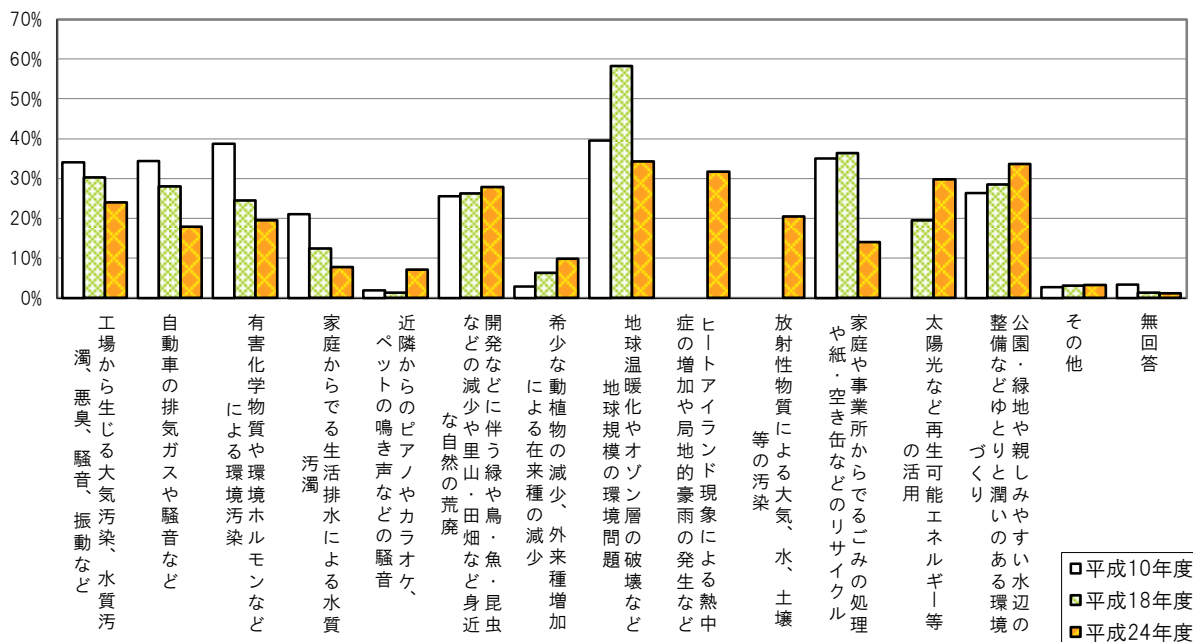
### ○ユニバーサルデザインへの取り組み

「バリアフリー施設数(累計)」は着実に増加しています。「歩道の段差解消実施箇所数」、「歩道の整備延長」、「自転車道の整備延長」については、平成 23 年度はそれぞれ 91 箇所、113m、427m と着実に取り組みが進んでいます。

### (3) 市民意識

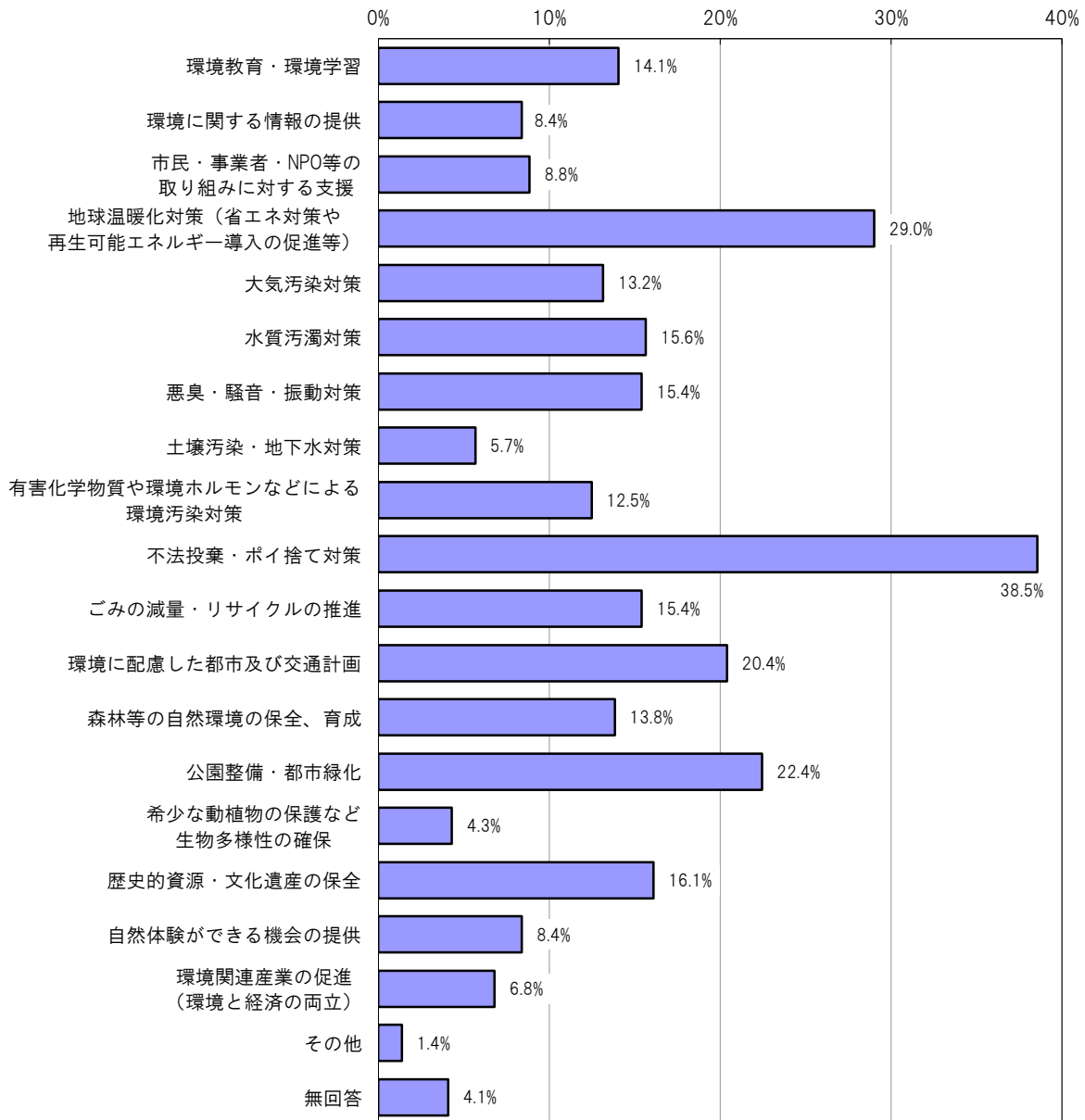
環境問題についての市民意識を把握するため、アンケートによる調査を実施しました。調査結果については、資料編に掲載しています。

図 1-2 関心のある環境問題



- ・「地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題」「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備などゆとりと潤いのある環境づくり」については3割強が関心を持っています。
- ・「ヒートアイランド現象による熱中症の増加や局地的豪雨の発生など」「太陽光など再生可能エネルギー等の活用」「開発などに伴う緑や鳥・魚・昆虫などの減少や里山・田畑など身近な自然の荒廃」については約3割が関心を持っています。
- ・地球温暖化やヒートアイランド現象などの都市化に伴う環境問題や公園・緑地、身近な自然に対して関心が高いことが伺えます。
- ・経年変化でみると、「太陽光など再生可能エネルギー等の活用」「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備などゆとりと潤いのある環境づくり」「開発などに伴う緑や鳥・魚・昆虫などの減少や里山・田畑など身近な自然の荒廃」「近隣からのピアノやカラオケ、ペットの鳴き声などの騒音」「希少な動植物の減少、外来種増加による在来種の減少」が増加傾向にあり、エネルギーに関する事項、自然に関する事項、都市化の影響に関する事項への関心が高まっていることが伺えます。

図 1-3 姫路市が重点的に進めていくべき取り組み



- ・「不法投棄・ポイ捨て対策」が最も高く、次に「地球温暖化対策」となっています。また、「公園整備・都市緑化」と「環境に配慮した都市及び交通計画」についても約2割が重点的に進めていくべき、としています。

### 3 今後の環境づくりに求められる視点

将来にわたって、より良い環境づくりを進めるために、以下の視点が求められています。

#### (1) 多様な主体による行動と協働の推進

##### ●市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現

社会全体で環境づくりを進めるために、従来の行政のみによる統治から市民共治（ローカル・ガバナンス）への移行が求められています。市民共治の実現には、自治会等を中心にNPO法人やボランティア団体などの市民活動団体、企業、大学などがそれぞれの特性を活かし、連携することによって、ネットワークづくりや人材育成を行うことが求められています。

##### ●生涯現役社会の実現

高齢化の進展と社会を支える現役世代の減少は、持続可能な都市づくりにおいて深刻な問題となっています。そのため、高齢者が知識と経験を活かした社会の担い手として、いきいきと活躍できる生涯現役社会を実現させることが求められています。

##### ●事業者との連携

本市は、多様で先端的な技術を持つ企業群や農林水産業など、豊かな産業活動を有しています。そのため、事業者の知識や経験・技術などを地域の取り組みに還元できる連携の仕組みづくりが求められています。

#### (2) 総合的な環境施策の推進

##### ●分野間の連携による取り組みの推進

様々な要因で起こっている環境問題の解決に向け、複数の分野で取り組むことにより相乗効果や課題解決などが得られる問題においては、分野間連携を図っていくことが求められています。

##### ●長期的な視点での戦略

環境施策を進めるにあたり、地域の歴史や文化、時代の潮流や課題を踏まえ、長期的な視点で総合的かつ具体的な戦略を持つことが望まれています。また、市民、事業者、市などすべての主体に有益となる関係を築くことが求められています。

### (3) 持続可能な社会の実現

#### ●エネルギーの有効利用、廃棄物の再資源化など物質循環の健全化

指定ごみ袋の導入などによるごみの減量は着実に推進されています。しかし、ライフスタイルの変革に向けた具体的な3R行動については、さらなる取り組みの推進が必要です。併せて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などによる持続可能な社会づくりに取り組む必要があります。

#### ●環境・経済・社会の連携的向上

持続可能な社会の実現のため、環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現するとともに、ライフスタイル等の社会のあり方を変えていく必要があります。そのためには環境・経済・社会が相互に阻害することなく、連携して向上を図っていく必要があります。

### (4) 多様な自然環境の保全

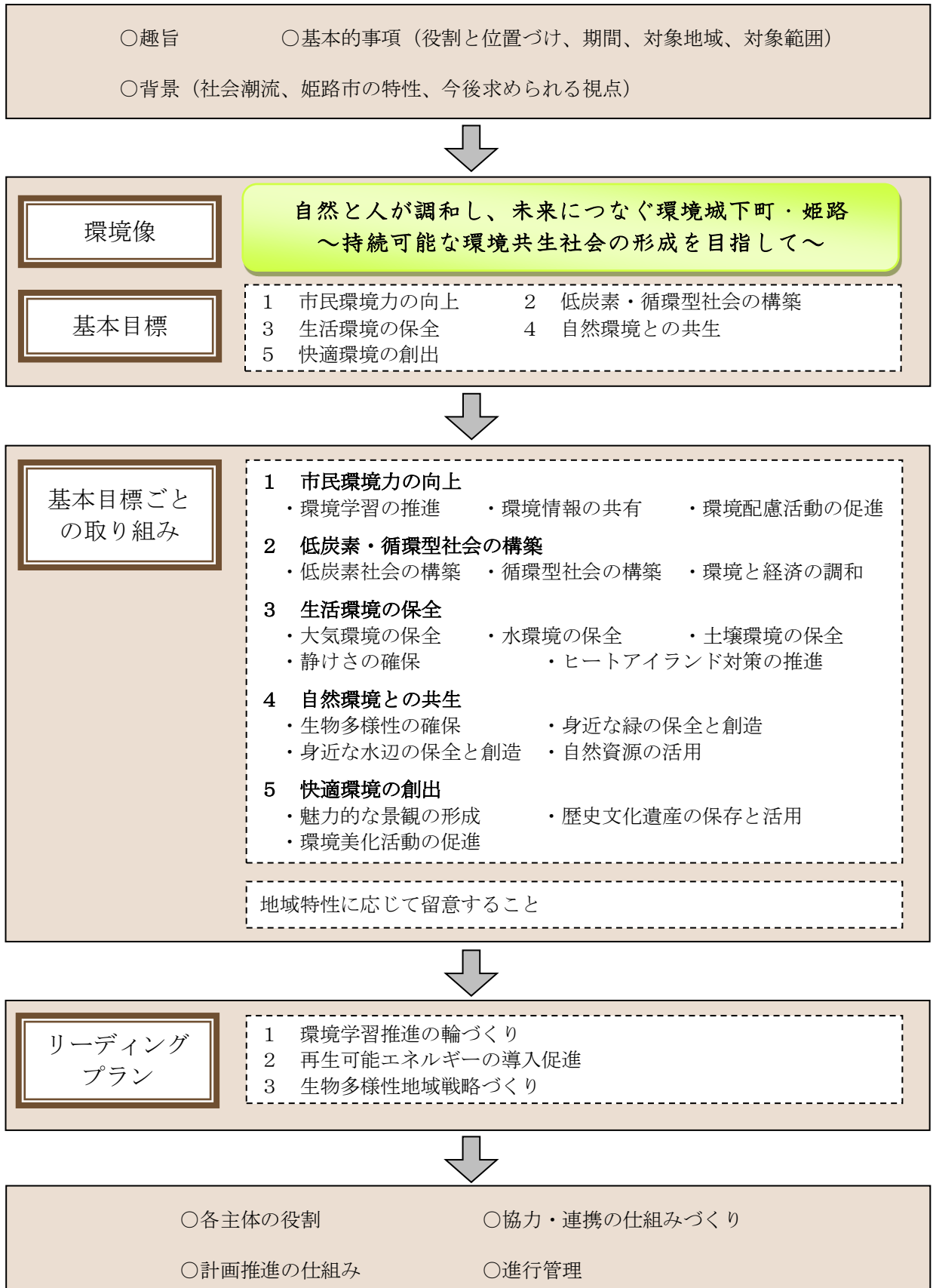
#### ●生物多様性の保全、向上

生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するためには、自然生態系が環境変化に対して適応・回復等に要する時間を踏まえた、長期的な視点を持つことが重要です。また、森林、河川、海浜といった生物の生息・生育地のつながりに加え、人や文化などとのつながりも一体的にとらえた広域的・横断的な取り組みが求められています。

#### ●自然資源の活用

自然のフィールドに身をおき自然の面白さを肌で感じる体験は、環境保全を考えていく上で重要です。自然資源は活用することで維持されるものが多いことから、学習面や観光面などからの取り組みを進めていくことが求められています。

## 第4節 計画の全体構成



## 第2章 計画が目指すもの

この章では、姫路市総合計画や関連諸計画との関係に留意しつつ、社会潮流、本市の特性及び市民意識、今後の環境づくりに求められる視点を踏まえ、本市が目指す環境像及びそれを実現するための基本目標を示します。

### 第1節 環境像

本計画は、次に掲げる環境像の実現を目指します。

自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路  
～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～

#### <環境像の考え方>

本市は、播磨の風土に育まれた豊かな歴史文化と恵まれた多様な自然環境を有しており、古くから播磨地域の中心として発展してきました。

この先人達が育んできた豊かな環境を、より良い形で次世代に継承していくことが求められています。

こうしたことから、持続可能な環境共生社会の形成に向けて、播磨の風土に根ざして、人と人が手をとりあい、未来につなぐ自然と人が調和した環境づくりに取り組む都市を目指します。



世界文化遺産姫路城



## 第2節 環境像実現のための基本目標

本計画は、環境像実現のための5つの基本目標を掲げます。

持続可能な環境共生社会を形成し、将来の世代に引き継いでいくため、「基本目標1：市民環境力の向上」と「基本目標2：低炭素・循環型社会の構築」を掲げます。

また、快適で安心して暮らせる地域環境及び動植物の持続的な生息・生育環境を維持・創出するため、「基本目標3：生活環境の保全」「基本目標4：自然環境との共生」「基本目標5：快適環境の創出」を掲げます。

図2-1 基本目標

基本目標1 市民環境力の向上	あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等や地域全体で環境を保全していく仕組みづくりを行い、地域の多様で貴重な環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくための基礎となる市民の環境力の向上を目指します。
基本目標2 低炭素・循環型社会の構築	省エネルギー・低炭素化、「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減するとともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。
基本目標3 生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。
基本目標4 自然環境との共生	生物の生息状況について把握し生態系の保護に努めるとともに、身近に緑や水辺とふれあうことができる場所の保全・創造や自然資源の活用を通じて、豊かな自然環境との共生を目指します。
基本目標5 快適環境の創出	歴史文化遺産や自然環境を活用、維持しながら、まちの魅力の向上に取り組み、すべての市民が地域に愛着をもって、快適に暮らせる環境を創出することを目指します。

### 第3章 目標を達成するために取り組むこと

この章では、環境像を実現するための5つの基本目標を柱とした具体的な取り組みを示します。

#### 第1節 基本目標ごとの取り組み

表3-1 基本目標と推進施策

基本目標	推進施策
市民環境力の向上	環境学習の推進
	環境情報の共有
	環境配慮活動の促進
低炭素・循環型社会の構築	低炭素社会の構築
	循環型社会の構築
	環境と経済の調和
生活環境の保全	大気環境の保全
	水環境の保全
	土壌環境の保全
	静けさの確保
	ヒートアイランド対策の推進
自然環境との共生	生物多様性の確保
	身近な緑の保全と創造
	身近な水辺の保全と創造
	自然資源の活用
快適環境の創出	魅力的な景観の形成
	歴史文化遺産の保存と活用
	環境美化活動の促進

#### ひめじ環境豆知識

##### ■ 姫路駅北駅前広場の整備における環境配慮

新しい姫路の顔として、水と緑で潤うサンクンガーデンや太陽光発電設備等を備えた駅前広場の整備が進んでいます。



## 基本目標 1 市民環境力の向上

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。一方で、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市民、事業者、市が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協力・連携しながら取り組みを進めていくことが求められています。

そのため、世代間交流を含め、あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等や地域全体で環境を保全していく仕組みづくりを行い、地域の多様で貴重な環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくための基礎となる市民の環境力の向上を目指します。

### ひめじ環境豆知識

#### ■ 環境学習用ノート

本市では、環境副読本「環境学習用ノート」を作成し、小学5年生全員に配付しています。身近に起こっている環境問題について学び、環境のために自分たちにできることは何かを考え、日常生活において環境に配慮した取り組みを実践していくことができる構成となっています。また、「環境学習用ノート」を活用した出前教室を実施しています。



#### ● 環境学習用ノートの内容

- ・ 姫路市はこんなに自然がいっぱい
- ・ 空気について考えよう
- ・ 水について考えよう
- ・ 地球温暖化について考えよう
- ・ 姫路市の取り組み
- ・ 遊んで！学んで！環境スポット
- ・ 自由研究をしよう
- ・ 特別学習ノート など

## (1) 環境学習の推進

### ●現状と課題

- ・環境月間行事、環境フェスティバル、身近な環境問題を題材にした講演会等を開催するとともに、体験型学習や出前環境教室等を実施し、環境についてともに考える場を提供してきました。
- ・引き続き、多様な学習機会の提供を行うとともに、環境学習の担い手の育成や、市民、事業者、市が連携して行う協働型環境学習が求められています。

### ●取組方針

- ・多様化する環境問題について、市民一人ひとりが取り組むために、自然を体験する機会や環境問題の本質を学ぶ場の提供に取り組みます。
- ・また、地域の多様で貴重な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成するため、市民等の主体的な取り組みへの支援や、各主体と連携した環境学習に取り組みます。

### ●取組内容

項目	主な内容
環境学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境月間行事の実施</li><li>・環境フェスティバルの開催</li><li>・環境イベントの実施</li><li>・環境講演会の実施</li><li>・自然探勝会の開催</li><li>・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、環境監視センター等環境関連施設の活用</li><li>・パートナーシップ型環境学習の実施</li></ul>
学校教育等における環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境副読本の作成・配付</li><li>・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施</li><li>・ビオトープ推進事業の実施</li><li>・太陽光発電の設置・活用</li><li>・青少年自然体験活動推進事業の実施</li><li>・環境ポスターの募集</li></ul>
主体的な環境学習の取り組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・出前環境教室の実施</li><li>・公民館講座・子育て教室の活用</li><li>・環境学習教材の貸出</li><li>・環境パネルの貸出</li><li>・うちエコキッズの活用の促進</li></ul>
環境づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境学習リーダー養成講座の実施</li><li>・こどもエコクラブ事業の推進</li></ul>

## ●環境指標

- ・環境イベント実施回数<重点>
- ・環境フェスティバル来場者数
- ・自然探勝会参加者数
- ・伊勢自然の里・環境学習センター来場者数
- ・自然観察の森来場者数
- ・野外での活動に興味を持った児童の割合



環境フェスティバル（環境学習発表）



田んぼの学校（環境イベント）

## ひめじ環境豆知識

### ■ 環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」

子どもたちが環境問題に関心をもち、環境にやさしい行動に取り組むきっかけづくりとして、環境ヒーローによる環境学習を実施しています。



#### ●公演内容

- ・「ごみを減らそう」
- ・「省エネをしよう」
- ・「自然を守ろう」 など

#### ●公演時間

- ・約 30 分間

#### ●公演場所

- ・保育所、幼稚園、小学校、イベント会場など

## (2) 環境情報の共有

### ●現状と課題

- ・ホームページや広報紙等を活用し、環境情報の共有に取り組んできました。これまでの手段を活用するとともに、一層効果的な普及・啓発の推進が必要です。
- ・東日本大震災以降、リスク評価や予防的な取り組みに対する考え方は環境施策においても重視されています。今後、地域の生活環境から貴重な自然環境等、広範な情報を把握しておくことが重要です。

### ●取組方針

- ・多様な手段で広く情報提供するとともに、環境に関心の低い層への普及・啓発を進めていきます。
- ・環境情報の収集にあたっては、環境関連施設や市民団体等と連携しながら進めていきます。

### ●取組内容

項目	主な内容
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境情報システムの整備・活用</li><li>・「姫路の環境」等の作成・配布</li><li>・ホームページの拡充</li><li>・広報紙による環境情報の発信</li></ul>
環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・水生生物調査の実施</li><li>・水生生物調査マニュアルの提供</li><li>・スターウォッチング調査の実施</li><li>・水族館、動物園等との情報共有の場の創出</li></ul>

### ●環境指標

- ・環境政策室ホームページ閲覧件数<重点>
- ・環境監視センター見学者数
- ・広報紙への環境情報掲載回数



環境監視センター



水生生物調査

### (3) 環境配慮活動の促進

#### ●現状と課題

- ・市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減やグリーン購入実施率の向上等、市自らが率先して環境配慮活動に取り組んできました。また、「姫路市環境づくり市民会議」が平成 14 年度（2002 年度）に「市民・事業者としての環境にやさしい行動指針」を作成し、具体化させる活動を実施しています。
- ・また、市民意識調査結果から、身近な環境配慮活動について取り組みの浸透が伺えます。一方で、市民の実践状況をみると、分野別に浸透度が異なるため、様々な分野に取り組むきっかけを提供する必要があります。

#### ●取組方針

- ・市自らが率先して環境配慮活動を推進するとともに、「市民・事業者としての環境にやさしい行動指針」を核に、市民、事業者の取り組みを促進する施策を実施します。また、情報の共有及び人的交流の推進を図っていきます。

#### ●取組内容

項目	主な内容
環境配慮活動の率先行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進</li><li>・環境マネジメントシステムの運用</li><li>・施設照明や道路照明の LED 化の推進</li><li>・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入</li><li>・電気自動車等の低公害車や公用自転車の導入</li><li>・グリーン購入の推進</li><li>・緑のカーテンの設置</li></ul>
市民等の環境配慮活動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもエコクラブ事業の推進 [再掲]</li><li>・環境づくり市民会議の運営</li><li>・環境イベントの実施 [再掲]</li><li>・全日本エコ川柳大賞の実施</li><li>・レジ袋削減運動の推進</li><li>・国際規格等認証取得支援事業の推進</li></ul>

#### ●環境指標

- ・市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量<重点>
- ・こどもエコクラブ数
- ・全日本エコ川柳大賞応募者（句）数

## ひめじ環境豆知識

### ■ 姫路市環境マネジメントシステム

平成 15 年度（2003 年度）から、本庁舎に所在する所属を対象に ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、より一層の環境の保全と創造に向けた取り組みを推進するため、平成 21 年度（2009 年度）から、新たに全庁を対象とした「姫路市環境マネジメントシステム」を運用しています。

### ■ こどもエコクラブ

幼児から高校生まだが地域において仲間とともに主体的に環境に関する学習や活動を行うことを支援する目的で国の提唱により発足した環境活動クラブです。本市では、平成 7 年度（1995 年度）よりこどもエコクラブ事業に取り組んでいます。



### ■ 全日本エコ川柳大賞

本市では、「環境の世紀」と呼ばれる 21 世紀に豊かな環境の保全と創造の大切さを広く訴えらるとともに、市の環境に取り組む姿勢と熱意を全国にアピールするため、平成 14 年度（2002 年度）から「全日本エコ川柳大賞」を実施しています。

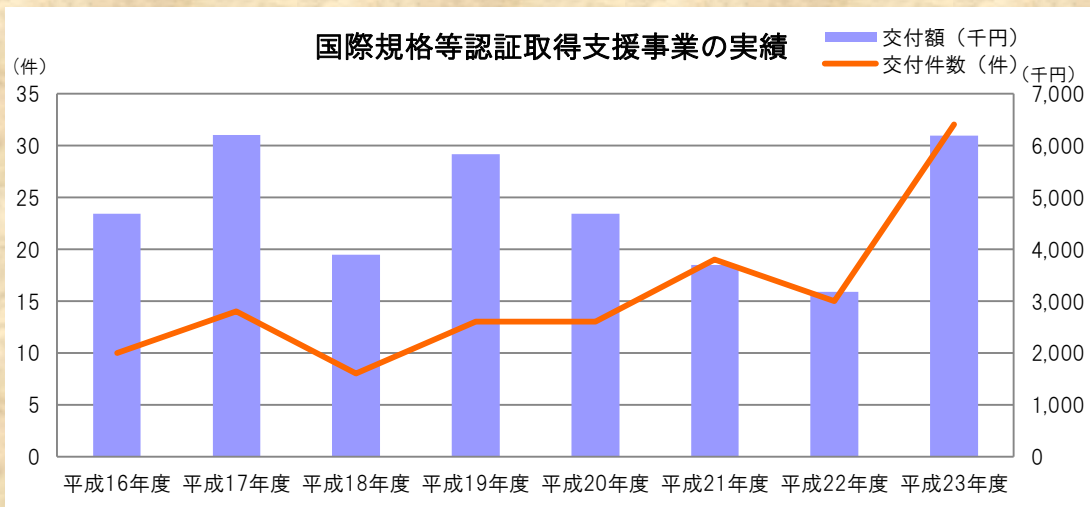
省エネルギー・リサイクル・地球温暖化防止など「エコ」をテーマにした作品を全国から募集しています。

#### ● 近年の大賞作品

- ・おかえりと言ってあげたい再生紙（平成 24 年度大賞）
- ・あかり消す指に支援の気持ちこめ（平成 23 年度大賞）

### ■ 国際規格等認証取得支援

本市では、市内に本社を置く中小企業に対し、地球環境に配慮したものづくりを支援するため、国際規格（ISO）とエコアクション 21 の認証取得に要した費用の一部を助成する制度を設けています。





## 基本目標 2 低炭素・循環型社会の構築

私たちが享受している便利で快適な生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されてきました。一方で、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化や廃棄物の発生量の増加等を引き起こし、地球規模の環境負荷の低減と適正な資源循環を確保することが必要となっています。また、東日本大震災以降、国ではエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しが行われているとともに、エネルギーに関する市民の関心も高まっています。

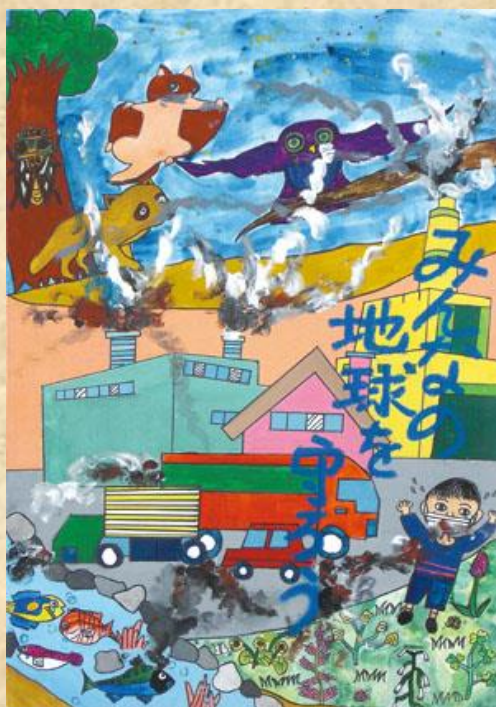
本市では、近年温室効果ガス排出量の増加率が高くなっている民生部門を中心に省エネルギー・低炭素化を推進するとともに、大気・水・土壌への負荷が自然の物質循環を損なわない「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

また、環境負荷の低減とともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。

### ひめじ環境豆知識

#### ■ 環境ポスターコンクール

青い空や海、緑の森、野生の生物などの自然環境の大切さや、地球環境をよくするために自分たちができることなどを表現した環境ポスター（地球環境部門・ごみリサイクル部門）を市内の小・中学生から募集しています。



平成 24 年度 地球環境部門最優秀作品



平成 24 年度 ごみリサイクル部門最優秀作品

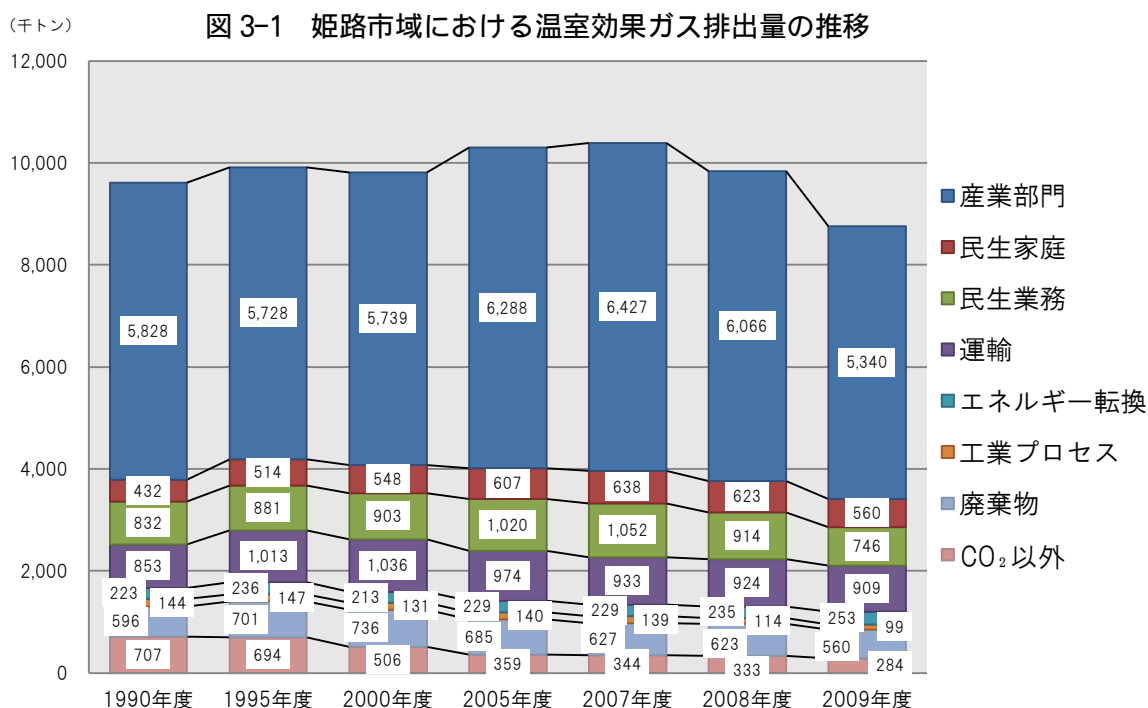
## (1) 低炭素社会の構築

### ●現状と課題

- ・ 進行する地球温暖化に対し、市域の温室効果ガスの排出抑制等に向けた取り組みを推進するため、平成 23 年（2011 年）3 月に「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。
- ・ 民生部門を中心として、ライトダウンキャンペーン等の啓発をはじめ、省エネ照明設置事業やエネルギーを見える化するモニターの貸出等を実施しています。
- ・ 再生可能エネルギーの導入については、住宅用太陽光発電の設置が急増しているほか、固定価格買取制度を背景に事業ベースでの導入も進みつつあります。
- ・ 低炭素社会の構築のためには、各部門の取り組みを一層進めるとともに、近年温室効果ガス排出量の増加率が高くなっている民生部門への対応が求められています。

### ●取組方針

- ・ 民生部門に対する省エネルギー・省 CO<sub>2</sub>行動の普及啓発等の施策を重点的に取り組みます。
- ・ 産業部門については、低炭素社会実行計画の達成に向けた企業の取り組みを促進することに努めます。
- ・ 運輸部門に対しては、公共交通機関の利用促進を図るとともに、国・県・市・業界団体が一体となり低燃費化・渋滞緩和等の施策を実施することで温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・ また、本市の地域特性や豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギーや、カーボンニュートラルとしての木材製品の利用促進に取り組みます。



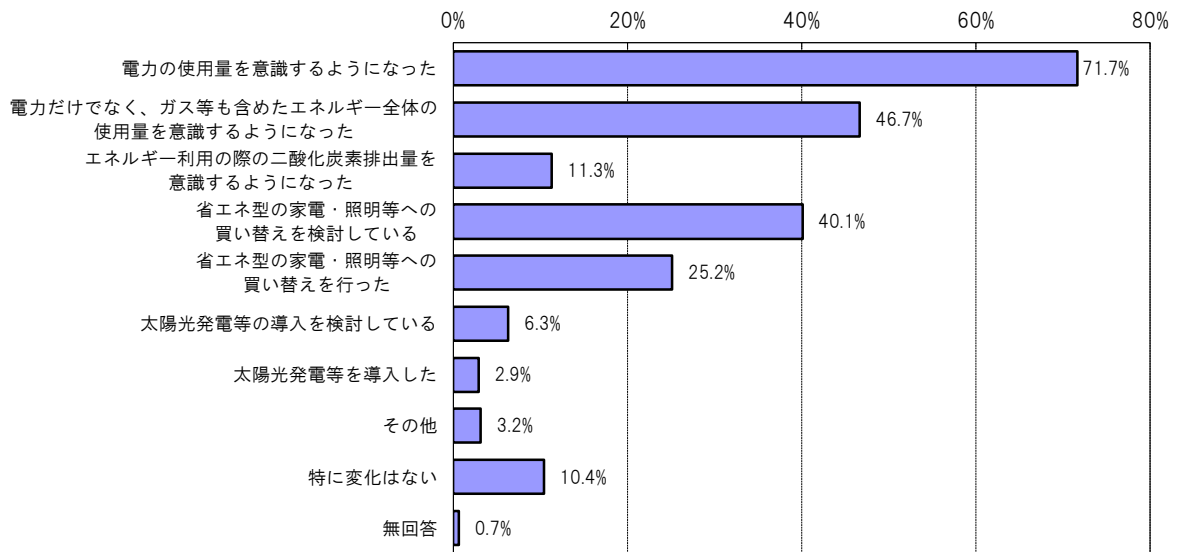
●取組内容

項目	主な内容
計画的な温室効果ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進</li> <li>・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進〔再掲〕</li> </ul>
産業部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先導的な取り組みの紹介（環境フェスティバルへの出展等）</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進〔再掲〕</li> </ul>
民生部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトダウンキャンペーンの実施</li> <li>・緑のカーテンの推進</li> <li>・省エネナビの貸出</li> <li>・環境イベントの実施〔再掲〕</li> <li>・レジ袋削減運動の推進〔再掲〕</li> <li>・兵庫県うちエコ診断事業、環境家計簿等の普及による環境意識の高揚</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進〔再掲〕</li> <li>・省エネ照明設置事業の実施</li> </ul>
運輸部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマイカーデーの取り組みの推進</li> <li>・エコドライブの普及啓発</li> <li>・低公害車の導入促進</li> <li>・公用自転車の導入やサイクリング自転車の貸出</li> <li>・コミュニティサイクルの導入検討</li> <li>・公共交通機関の利便性向上と利用促進</li> <li>・歩道、自転車道の整備</li> <li>・駐輪場の整備</li> <li>・都市計画道路の整備</li> </ul>
再生可能エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電など再生可能エネルギーの普及促進</li> <li>・美化センターにおける余熱利用</li> <li>・カーボンニュートラルとしての木材の利用促進</li> </ul>
緑の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の保全と緑化の推進</li> </ul>
フロン回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン回収とノンフロン製品の普及促進</li> </ul>

●環境指標

- ・市域の温室効果ガス排出量<重点>
- ・公共交通機関の乗車人員
- ・公用車における低公害車導入数（累計）
- ・公共施設の再生可能エネルギー導入規模（累計）

図 3-2 東日本大震災以降のエネルギー利用に関する考え方



緑のカーテン



電気自動車（公用車）



太陽光発電（農業振興センター）



エコパークあぼし

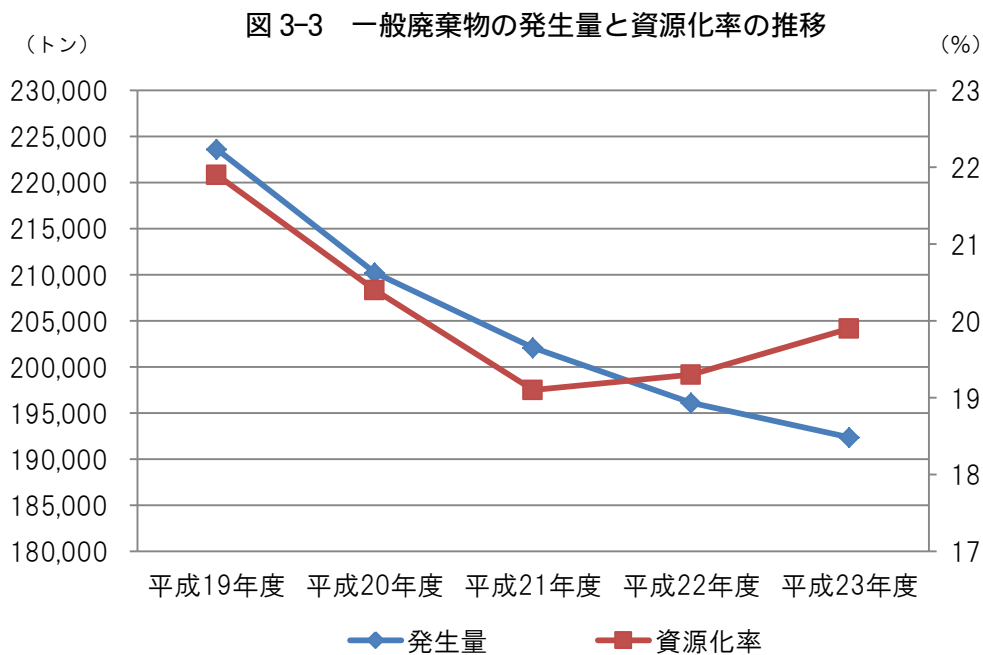
## (2) 循環型社会の構築

### ●現状と課題

- ・平成 19 年度（2007 年度）に策定した「姫路市一般廃棄物処理基本計画」に基づきごみの減量化・資源化の取り組みを推進しており、一般廃棄物の発生量は減少傾向にあります。
- ・市内の小売事業者と姫路市消費者協会及び姫路市の 3 者による「姫路市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、マイバッグ運動を推進しており、市民意識調査結果からも市民への浸透が伺えます。

### ●取組方針

- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の 3R による資源循環を推進します。マイバッグ運動などを積極的に展開し、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、廃棄物の資源循環に対する役割と責任を果たす取り組みを推進します。
- ・また、環境負荷を低減するため、環境に配慮した廃棄物の適正処理の取り組みを推進します。



●取組内容

項目	主な内容
資源循環に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋削減運動の推進 [再掲]</li> <li>・カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進</li> <li>・集団回収奨励金交付制度の促進</li> <li>・プラ容器、ミックスペーパー、ペットボトル等のリサイクル促進</li> <li>・廃家電のリサイクル促進</li> <li>・剪定枝の再資源化处理</li> <li>・生ごみの堆肥化の促進</li> <li>・地球にやさしいお買い物運動の推進</li> <li>・有機系廃棄物資源化の調査研究</li> <li>・エコパークあぼしの活用（再資源化施設や余熱利用施設等の運用）</li> <li>・建設発生土の再資源促進</li> </ul>
一般廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の適正排出の徹底</li> <li>・効率的な分別収集体制の確立</li> <li>・適正な焼却処理の推進</li> <li>・適正な破碎処理の推進</li> </ul>
産業廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者、排出事業者に対する立入検査と指導の強化</li> <li>・各種講習会、広報活動の実施</li> <li>・産業廃棄物の減量化・資源化の推進</li> </ul>

●環境指標

- ・一般廃棄物の資源化率<重点>
- ・一般廃棄物の最終処分量

### (3) 環境と経済の調和

#### ●現状と課題

- ・ 市民意識調査では、環境の保全と経済の発展との関係について、約 9 割が「環境の保全」を行う必要があると考え、約 7 割が「環境の保全」とともに「経済の発展」の必要があると回答しています。
- ・ 朝市の開催や農水産物のブランド化、ファームマイレージ等の地産地消の推進をはじめ、農商工連携やグリーンツーリズム等の取り組みを支援しています。
- ・ 平成 24 年（2012 年）に「姫路市ふるさと百年の森構想」を策定し、長期的な森林・林業の方針を示しました。また、資源としての木材生産を続けながら森林を継続的なものとして保全・育成する循環型林業に取り組んでいます。
- ・ 市域の多様な資源を活かした地産地消等の取り組みのさらなる推進や事業者が環境活動に参加しやすい気運づくり（環境 CSR との連携等）が求められています。

#### ●取組方針

- ・ 農林水産業等における環境に貢献する取り組みを推進するとともに、フードマイレージ等の概念を取り入れた仕組みや、環境保全と事業活動の双方にメリットとなる仕組みの構築に取り組めます。
- ・ また、環境と経済の調和した発展に寄与する取り組みについて支援します。

#### ●取組内容

項目	主な内容
環境と経済の調和	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境保全型農業の推進</li><li>・ 地産地消の推進（朝市の開催、農水産物のブランド化、ファームマイレージ等）</li><li>・ 農商工連携の促進</li><li>・ グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進</li><li>・ 市民農園の推進</li><li>・ つくり育てる漁業事業の推進</li><li>・ 観光漁業の推進</li><li>・ 循環型林業の推進</li><li>・ 市民、事業者版の環境行動指針の活用</li><li>・ 国際規格等認証取得支援事業の推進 [再掲]</li><li>・ 工場・事業場等における適正な緑地確保の推進（工場立地法等に基づく緑地の整備）</li><li>・ パートナーシップ型環境学習の実施 [再掲]</li></ul>

#### ●環境指標

- ・ 朝市（農林漁業まつり・市民ふれあい朝市・日曜朝市）への来場者数<重点>
- ・ 「姫そだち」登録品目数

## ひめじ環境豆知識

### ■ 姫そだち

「姫そだち」は、安全・安心や伝統などにこだわった姫路の農産物です。

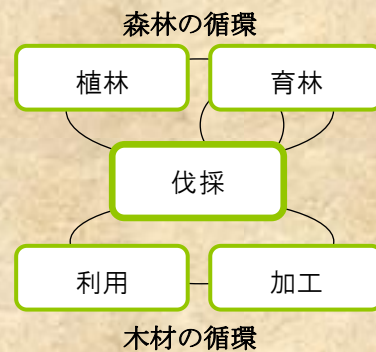
姫路の農産物ブランドマークを表示することで、姫路の農産物を広め、多くの市民の方々に購入してもらうことにより地産地消を推進しています。

また、生産者が特にこだわりを持って生産した特徴のある農産物を「こだわり姫そだち」として登録しています。安心して食べてもらえるように農薬を減らす様々な工夫を行ったり、美味しい野菜を作るうえで特に重要な土づくりに良質の堆肥・有機質肥料を使うなど、生産者ならではのこだわりを追求しています。



### ■ 循環型林業の取り組み

本市では、資源としての木材生産を続けながら森林を継続的なものとして保全・育成する「循環」を通じ、森林を適正管理していきます。そのため、モデルとして市有林に作業道を開設し、搬出間伐等を実施します。



### ■ 地産地消の取り組み

#### 【学校給食での取り組み】

本市では、農産物についてはホウレンソウやミズナ等の軟弱野菜、水産物についてはイカやタコ、イカナゴのくぎ煮を中心に、学校給食への姫路の農水産物の使用拡大を進めています。

また、中学校給食において、年に2回、県産農林水産物100%の日を実施しています。

#### 【市民ふれあい朝市】

市内の農産物直売所が出店し、レンコン、葉物野菜をはじめ、トマトやキュウリなどの地元の野菜のほか、農家の方々が作ったユズ、イチジク、ソバ、タケノコ等の加工品が並びます。また、水産業者による水産物の販売もあります。

#### 【姫路の農水産物を扱う店舗の紹介】

姫路の農水産業者を応援し、地産地消を推進するため、料理や菓子の食材として姫路の農水産物を積極的に扱っている飲食店を掲載した冊子を配布しています。





## 基本目標 3 生活環境の保全

本市の生活環境は概ね良好な状態を保っていますが、健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。

一方で、都市化の進展による生活騒音やヒートアイランド現象等の課題も顕在化しており、今後市域における環境状態を監視するとともに、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

### ひめじ環境豆知識

#### ■ 生活環境の状況

本市では、大気、水、土壌、騒音の状況について監視し、測定結果を毎年「姫路の環境」で公表しています。

□ 環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化

河川名	調査地点	類型	環境基準	H19	H20	H21	H22	H23
市川	仁豊野橋	A	2mg/ℓ以下	1.2	1.3	1.3	1.0	0.8
	工業用水取水点	B	3mg/ℓ以下	1.5	1.5	1.3	1.1	1.2
船場川	保城橋	B	3mg/ℓ以下	1.5	1.4	1.1	1.0	1.2
	加茂橋	C	5mg/ℓ以下	4.0	3.0	3.6	1.6	3.2
夢前川	蒲田橋	A	2mg/ℓ以下	1.2	1.1	0.9	1.1	1.0
	京見橋	B	3mg/ℓ以下	1.4	1.1	1.0	1.1	1.2
揖保川	王子橋	B	3mg/ℓ以下	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9

(単位：mg/ℓ)

□ 環境基準点における化学的酸素要求量（COD）75%値の経年変化

調査地点	類型	環境基準	H19	H20	H21	H22	H23
東部工業港内	C	8mg/ℓ以下	3.0	3.0	2.7	2.9	3.0
飾磨港内1			3.7	3.4	4.3	3.4	4.2
広畑港内			2.7	2.8	3.1	3.8	2.8
網干港内			3.2	3.3	3.0	3.5	3.1
材木港内			3.2	3.1	3.3	3.0	3.1
白浜沖	B	3mg/ℓ以下	2.6	2.7	2.6	2.7	2.7
飾磨港沖			2.7	2.8	3.1	2.7	3.1
網干港沖			2.6	3.0	3.0	2.4	2.9
東部工業港沖合	A	2mg/ℓ以下	2.6	2.6	2.4	2.0	2.8

(単位：mg/ℓ)

#### ■ 水質調査にチャレンジ!

本市では、小学4年生から一般を対象に、河川水やしょう油などの汚れ具合をCOD（化学的酸素要求量）簡易測定キットを使って測定し、生活排水による水質汚濁の影響を学ぶ出前環境教室を行っています。



## (1) 大気環境の保全

### ●現状と課題

- ・大気環境は、概ね良好な状態を保っていますが、黄砂の影響を受ける浮遊粒子状物質や光化学オキシダント等の一部の項目については環境基準を達成していません。
- ・大気環境の状況を継続して監視するとともに、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

### ●取組方針

- ・大気環境を良好に保つため、監視体制を充実させるとともに、工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組みます。

### ●取組内容

項目	主な内容
環境監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・大気汚染の常時監視</li><li>・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト調査</li><li>・酸性雨調査</li></ul>
工場・事業場等への規制・指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等に基づく規制・指導の徹底</li><li>・環境保全協定の推進</li></ul>
自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合交通体系の構築</li><li>・道路の体系的整備の推進</li><li>・自転車道の整備</li><li>・ノーマイカーデーの取り組みの推進 [再掲]</li><li>・エコドライブの普及啓発 [再掲]</li><li>・低公害車の導入促進 [再掲]</li></ul>

### ●環境指標

- ・大気環境基準等達成状況<重点>
- ・法令等に基づく立入検査件数（大気）
- ・低公害車導入補助件数

## (2) 水環境の保全

### ●現状と課題

- ・市内の河川等の水環境は、発生源対策や公共下水道等の整備に伴い大幅に改善が進んでいますが、一部環境基準に適合していない地点もあります。
- ・水環境の状況を継続して監視するとともに、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

### ●取組方針

- ・水環境を良好に保つため、監視体制を充実させるとともに、工場・事業場等への規制等の発生源対策に取り組みます。
- ・また、水循環の健全化に向けて森林や緑地の保全、ため池等の保水・貯水能力の保全・向上、雨水の地下浸透を促進し地下水の涵養を図ります。

### ●取組内容

項目	主な内容
環境監視体制の充実	・公共水域の常時監視 ・ダイオキシン類、環境ホルモン、ゴルフ場農薬残留調査
工場・事業場等への規制・指導	・法令等に基づく規制・指導の徹底〔再掲〕 ・環境保全協定の推進〔再掲〕
生活排水対策の推進	・公共下水道の整備 ・合流式下水道の改善 ・集落排水施設の機能強化 ・合併処理浄化槽設置助成 ・集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合に向けた取り組み
河川等の美化・浄化	・河川の美化・浄化活動の推進 ・ため池クリーンキャンペーンの実施 ・生活環境美化事業の推進
水循環の健全化	・森林や緑地、ため池の保全 ・雨水排水の利用 ・歩道の水たまり解消工法の実施

### ●環境指標

- ・水環境基準等達成状況<重点>
- ・法令等に基づく立入検査件数（水質）
- ・生活排水処理率
- ・公共下水道の人口普及率

### (3) 土壌環境の保全

#### ●現状と課題

- ・地下水調査等において著しい土壌汚染はみられませんが、健全な土壌環境を確保するため、土壌汚染の実態把握を進めるとともに、汚染の未然防止に取り組むことが求められています。

#### ●取組方針

- ・地下水調査等を行い状況を把握するとともに、法令等に基づく規制・指導を徹底し、土壌汚染の未然防止に取り組みます。
- ・また、汚染された土壌による健康被害の防止措置及び適正な処理について指導します。

#### ●取組内容

項目	主な内容
環境監視体制の充実	・地下水の常時監視 ・ダイオキシン類調査
土壌汚染対策の推進	・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]

#### ●環境指標

- ・土壌環境基準（ダイオキシン類）達成状況<重点>
- ・地下水環境基準等達成状況

#### ひめじ環境豆知識

##### ■ 地下水調査

本市では、土壌と密接な関係にある地下水の水質調査を実施し、その状況把握に努めています。市内を75地区に分割し、各地区から1箇所の井戸を選び、「人の健康の保護に関する環境基準」に定められた28項目の調査を行う「概況調査」を毎年15~20地区ずつ実施しています。

#### (4) 静けさの確保

##### ●現状と課題

- ・工場・事業場や建設作業場、幹線道路、鉄軌道等の周辺において、騒音・振動等の問題が発生しています。
- ・現状を把握するとともに、快適な生活環境を確保するための騒音・振動対策が必要です。

##### ●取組方針

- ・工場・事業場等に対し法令等に基づき規制・指導を行うなど、静けさの確保に努めていきます。

##### ●取組内容

項目	主な内容
工場・事業場や建設作業等への規制・指導	・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲] ・土地利用の適正化の推進
自動車交通対策の推進	・一般環境騒音調査 ・自動車騒音常時監視 ・道路交通の円滑化の推進 ・排水性舗装の整備 ・街路樹の植栽等による沿道の環境対策
近隣騒音対策の推進	・パンフレット等の配布による啓発

##### ●環境指標

- ・騒音環境基準等達成状況<重点>
- ・排水性舗装整備面積

#### ひめじ環境豆知識

##### ■騒音の種類に応じた取り組み

騒音は、工場・事業場や建設作業、幹線道路、鉄軌道、生活環境の中など様々な場面で発生します。本市が取り組んでいる騒音対策の主なものを紹介します。

##### 【工場・事業場や建設作業からの騒音】

著しい騒音を発生する施設及び作業は、騒音規制法等で特定施設等に指定され、基準の遵守や事前の届出が義務付けられています。

##### 【自動車からの騒音】

本市では、自動車排出ガス測定局（2局）及び移動測定車（8地点）で自動車騒音調査を行っています。

##### 【生活環境（カラオケ、拡声器等）の騒音】

夜間パトロールを実施するなど、啓発活動に努めています。

## (5) ヒートアイランド対策の推進

### ●現状と課題

- ・都市化に伴う人工被覆の増加や人工排熱の増大により、ヒートアイランド現象の進行が推測されます。
- ・ヒートアイランド現象の顕在化状況を把握するとともに、緑化の推進等の対策が必要です。

### ●取組方針

- ・本市の熱帯夜数の観測等、実態を把握するとともに、その緩和のため緑化の推進や透水性舗装の整備などに取り組みます。

### ●取組内容

項目	主な内容
ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑地の保全と緑化の推進 [再掲]</li><li>・透水性舗装の整備</li><li>・エコドライブの普及啓発 [再掲]</li></ul>

### ●環境指標

- ・熱帯夜数<重点>

### 環境用語知識&ひめじ環境豆知識

#### ■ ヒートアイランドとは？

ヒートアイランドとは、都心部の気温が周辺に比べて高くなる現象のことです。

温度上昇の主な原因は、ビルや道路舗装による太陽光の蓄熱、都市部に林立するビルの空調設備から排出される暖気、自動車などから排出される廃熱、樹木の減少によって起こる土中の保水力低下等があげられます。

#### ■ ヒートアイランドを防ぐ取り組み

ヒートアイランドの対策としては、人工的に排出される熱の削減や都市部の緑化などが挙げられます。具体的には、室内の空調機器の使用頻度抑制などの省エネルギーの取り組み、環境に配慮したエコドライブの実践、都市の緑化や建物の屋上や壁面の緑化などがあります。

本市では、緑のカーテン事業や屋上緑化等に係る助成制度の利用促進に取り組んでいます。

## 基本目標 4 自然環境との共生

本市は、自然的要素と都市的要素とが一定の調和を保っており、身近に多様な生物が生息しています。

また、平成 22 年 (2010 年) に名古屋市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」が開催、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定、さらに同年に「生物多様性保全活動促進法」が制定されるなど、生物多様性の取り組みが進められています。

本市の恵まれた自然環境を維持し生物多様性を確保するため、生物の生息状況について把握し生態系の保護に努めるとともに、身近に緑や水辺とふれあうことができる場所の保全・創造や自然資源の活用を通じて、豊かな自然環境との共生を目指します。

### 環境用語知識 & ひめじ環境豆知識

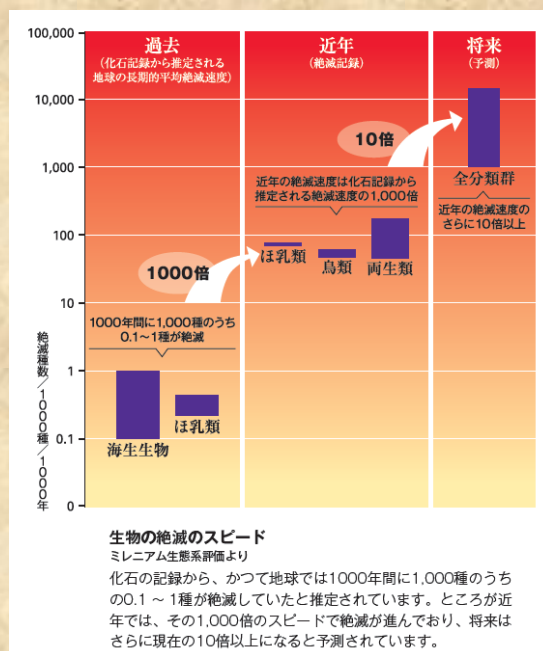
#### ■ 生物多様性とは？

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、生態系・種・遺伝子という 3 つのレベルでの多様性があるとしています。地球上の生物はそれぞれに個性を持ち、様々な関係でつながりあっています。生物多様性の保全は、すべての生物が生存していく上で重要です。

しかし、人間活動や開発、自然に対する人間の働きかけの減少、外来生物や化学物質など人が持ち込むことによる生態系の攪乱等により、過去に比べ約 1,000 倍のスピードで生物が絶滅するなど、生物多様性は失われつつあります。

#### ■ 田んぼビオトープ

伊勢自然の里・環境学習センターには、「田んぼビオトープ」を中心とした生物の生息空間を多様に整備しており、メダカやタガメなど身近に見ることが少なくなった水生生物を自ら捕獲して観察することができます。これにより命の大切さや生態系の保全について考える機会を提供しています。



## (1) 生物多様性の確保

### ●現状と課題

- ・生物の多様性を確保するためには、身近な生物の分布状況や生息環境について把握する必要があるため、小学校等と連携しながら生き物調査を実施しています。
- ・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森等の施設や専門家・ボランティアと連携しながら、生物多様性の確保に向けた取り組みを進めることが求められています。

### ●取組方針

- ・市民、専門家等と連携しながら、身近な生物の分布状況や生息環境について把握を進めます。生物が人為的な影響を受けることのない環境を保全及び維持することに努めるとともに、貴重種の保護や外来生物の駆除等に取り組みます。

### ●取組内容

項目	主な内容
生息・生育状況の調査・把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な生き物調査の実施</li><li>・水生生物調査の実施 [再掲]</li><li>・市川野鳥観察所の管理運営</li><li>・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、水族館等の活用</li></ul>
生息・生育空間の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護</li><li>・環境保全型農業の推進 [再掲]</li><li>・里山林整備事業の推進</li><li>・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備</li><li>・野生動物育成林整備</li><li>・ビオトープ推進事業の実施 [再掲]</li><li>・田んぼビオトープの実践（田んぼの学校）</li></ul>
貴重種等の保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ノジグク・サギソウの普及・促進</li><li>・希少動物の種の保存に関する調査・研究</li><li>・野生傷病鳥獣の保護</li><li>・自然探勝会の開催 [再掲]</li></ul>
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境イベントでのパネル展示</li><li>・水族館での生き物展示</li><li>・特定外来生物被害対策事業の推進</li></ul>

### ●環境指標

- ・指標生物発見率（身近な生き物調査）＜重点＞



## 環境用語知識&ひめじ環境豆知識

### ■ 姫路市自然保護条例に基づく指定の状況

本市では、市民ぐるみで郷土の自然を愛護し、景観を保全し、豊かな緑の確保に努め、名木及び動植物の保護及び繁殖を図り、自然と生活の調和を維持増進することを目的として、自然保護条例を制定しています。

この条例に基づいて保存樹や動植物保護地区等の指定を行っています。



オニバス

#### 【指定の状況】（平成25年3月31日現在）

保存樹	単独樹木 101 本、並木 6 箇所、森 7 箇所
自然緑地保護地区	青山(稲岡神社の山) 19,899 m <sup>2</sup> 飾西(大歳神社の山) 15,583 m <sup>2</sup>
動植物保護地区	書写(圓教寺)オカメザサ 1,334 m <sup>2</sup> 、ナギザサ 4,000 m <sup>2</sup>
保護植物	オニバス(大塩町、別所町、勝原区)

### ■ 特定外来生物とは？

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されるなどの規制があり、違反内容によっては重い罰則が課せられます。

また、兵庫県では外来生物リスト（ブラックリスト）を作成し、生物多様性に悪影響を及ぼす種を警戒種や注意種として指定しています。



ヌートリア



アライグマ

## (2) 身近な緑の保全と創造

### ●現状と課題

- ・一人あたりの都市公園面積は 9.22 m<sup>2</sup>（平成 23 年度末現在）であり、整備目標の 10 m<sup>2</sup>を達成していません。
- ・一方で、市民意識調査結果では、緑地や親水空間など身近な自然とのふれあいを求める市民ニーズが高まっています。

### ●取組方針

- ・都市部における緑地面積は十分とはいえないことから、公園等の緑地を増やすとともに、人々が身近に緑にふれあうことができる場を確保します。

### ●取組内容

項目	主な内容
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑の基本計画の推進</li><li>・姫路まちごと緑花大作戦事業の推進（記念樹配布事業、地域緑化事業、子ども教室緑花等）</li><li>・緑化推進事業の推進（地域モデル花壇事業、緑化モデル地区作り、公共施設緑化事業、地区シンボル樹植栽事業等）</li><li>・民有地緑化への支援</li><li>・緑のカーテンの推進 [再掲]</li><li>・緑化イベントの実施</li><li>・広報紙「ひめじの緑」の発行</li><li>・街路樹アダプト制度の推進</li></ul>
公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園等の整備</li><li>・計画的な公園整備の推進（公園整備プログラムの策定等）</li></ul>
緑地等の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画法等に基づく開発許可</li><li>・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護 [再掲]</li></ul>

### ●環境指標

- ・一人あたりの都市公園面積<重点>
- ・地域緑化用樹木配布数
- ・民有地緑化助成件数
- ・ひめじ街路樹アダプト制度の実施路線数

## ひめじ環境豆知識

### ■ ひめじ街路樹アダプト制度

植樹帯を中心とした道路の維持管理を地域住民や事業者と市が協働で行うものです。

地域住民や事業者が植樹帯内の除草、水やり、清掃や道路の危険箇所の通報などを行い、市は必要な用具の提供や貸与、サインボードの掲出、ボランティア保険の加入などを行います。



地域モデル花壇事業



地区シンボル樹植栽事業



保存樹（書写千年杉）



手柄山中央公園

### (3) 身近な水辺の保全と創造

#### ●現状と課題

- ・本市は、複数の河川が流れており、継続的な河川整備による水辺の保全が求められています。
- ・市民に親しまれる水辺づくりを推進するため、河川等に関する調査やイベントを実施するほか、親水空間を整備する必要があります。

#### ●取組方針

- ・市民が水辺にふれあう機会を創出するとともに、継続的な河川等の整備の実施や河川敷の活用を進めます。
- ・また、身近な水辺として整備されている海水浴場の水質状態についての調査を実施します。

#### ●取組内容

項目	主な内容
身近な水辺にふれあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"><li>・水生生物調査の実施 [再掲]</li><li>・ため池クリーンキャンペーンの実施 [再掲]</li><li>・親水イベントの開催支援</li><li>・海水浴場調査の実施</li></ul>
親水空間の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川環境整備事業の促進</li><li>・多自然川づくりの推進</li><li>・ため池環境の整備</li></ul>

#### ●環境指標

- ・水生生物調査参加者数<重点>

#### 環境用語知識

##### ■ 多自然川づくりとは？

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。

調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理のすべての段階において、河川に関係する人々が協働して多自然川づくりに取り組んでいくことが必要です。

【出典：多自然川づくり基本指針（国土交通省）】



外堀川環境整備事業

#### (4) 自然資源の活用

##### ●現状と課題

- ・本市は山間部から群島部に至る広範な面積を有しており、森林や里山、島しょといった多様な資源を有しています。
- ・これらの自然資源は、活用することで維持されるものが多いため、多様な主体の連携により、継続的な活用を図る必要があります。

##### ●取組方針

- ・多様な自然環境を維持し、次世代につないでいくため、整備・保全を継続的に進めるとともに、環境学習フィールドやエコツアーリズム等で活用します。

##### ●取組内容

項目	主な内容
自然資源の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地の保全</li><li>・里山林整備事業の推進 [再掲]</li><li>・自然公園等の保全・活用</li><li>・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施 [再掲]</li><li>・エコツアーリズムの推進</li><li>・グリーンツアーリズムやブルーツアーリズムの推進 [再掲]</li><li>・森林ツアーリズム整備事業の実施</li></ul>

##### ●環境指標

- ・自然学校の実施校数<重点>
- ・公的補助を活用した私有林の間伐面積

#### 環境用語知識

##### ■ グリーンツアーリズム、ブルーツアーリズムとは？

農山村漁村を訪問して、農山村漁村生活や農林漁業体験を通じ、地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。



## 基本目標 5 快適環境の創出

本市は、世界文化遺産姫路城をはじめとする歴史文化遺産が数多く残されています。また、豊かな海と山並みが市域を取り囲み、多くの丘陵、河川、ため池、田園や島々を擁するなど、多様な自然環境を有しています。

これらの歴史文化遺産や自然環境を活用、維持しながら、まちの魅力の向上に取り組み、すべての市民が地域に愛着をもって、快適に暮らせる環境を創出することを目指します。



歴史的町並み景観形成地区



コスモス祭り



書写の里・美術工芸館



全市一斉清掃

## (1) 魅力的な景観の形成

### ●現状と課題

- ・景観は人々がそのまちに抱くイメージに大きな影響を与える重要な要素であることから、本市では、姫路らしい景観を将来に引き継いでいくため、昭和62年(1987年)に「姫路市都市景観条例」を制定し、平成19年(2007年)には景観法に基づく「姫路市景観計画」を策定しました。
- ・都市景観形成地区や都市景観重要建築物等の指定数は着実に増加していますが、都市イメージを一層向上させるため、姫路城を中心とした魅力ある都市空間の形成を図る必要があります。

### ●取組方針

- ・「姫路市都市景観条例」に基づき、都市の骨格となる美しく風格ある景観形成に努めるとともに、市民、事業者との協働のもと魅力的な景観形成に取り組みます。

### ●取組内容

項目	主な内容
計画的な景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・姫路城周辺地区景観ガイドプランの推進</li><li>・特別史跡姫路城跡整備基本計画の推進</li><li>・姫路城の保存管理・整備</li></ul>
景観形成の誘導	<ul style="list-style-type: none"><li>・姫路市都市景観条例及び景観計画等に基づく規制・誘導</li><li>・屋外広告物条例に基づく規制・指導</li><li>・都市景観重要建築物等の指定・保全</li><li>・町並み修景助成制度の推進</li></ul>
市民の自主的な景観形成の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市景観形成市民団体の認定・活動支援</li><li>・都市景観アドバイザーの派遣</li><li>・路上違反簡易広告物除却活動員制度の推進</li><li>・景観啓発活動の実施</li><li>・美しい田園景観づくり(コスモス等の栽培支援)</li></ul>

### ●環境指標

- ・都市景観重要建築物等指定数(累計) <重点>
- ・姫路城周辺のまちなみ修景への支援件数
- ・違反屋外広告物除却市民活動員人数
- ・景観イベント参加者数

## (2) 歴史文化遺産の保存と活用

### ●現状と課題

- ・本市には、姫路城や書写山圓教寺をはじめとする貴重な文化財、古来より伝承されてきた祭り等の伝統行事、伝統工芸といった歴史文化遺産が多くあります。
- ・今後も、本市の有する多様な文化財等を未来に引き継いでいくため、積極的な保存と活用を行うとともに、文化財等に関する情報発信により、市民の学習意欲を醸成し、愛護意識を高めることが重要となっています。

### ●取組方針

- ・文化財や伝統文化の価値を認識し、観光やまちづくりの分野と連携しながら、その継承と積極的な活用を行い、歴史と文化が感じられる環境づくりを進めていきます。
- ・また、書写の里・美術工芸館や埋蔵文化財センターの活用などにより、学習機会の提供とともに、文化財等への愛護意識の啓発を行います。

### ●取組内容

項目	主な内容
姫路城の保存	・特別史跡姫路城跡整備基本計画の推進 [再掲] ・姫路城の保存管理・整備 [再掲]
歴史文化遺産の保存・整備	・指定文化財保存修理への助成 ・重要な史跡の保存・整備 ・姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業の推進 ・都市景観重要建築物等の指定・保全 [再掲]
歴史文化遺産の活用	・文化財散策ルートの整備・活用 ・姫路城周辺の町家等の活用の推進 ・埋蔵文化財センターの充実 ・書写の里・美術工芸館の充実

### ●環境指標

- ・姫路城登閣者数<重点>
- ・文化財散策ルートマップ作成地区数（累計）
- ・埋蔵文化財センター利用者数
- ・書写の里・美術工芸館入館者数



### (3) 環境美化活動の促進

#### ●現状と課題

- ・市民意識調査から、身近な環境の美化についての満足度が向上しているとともにごみの不法投棄に対する施策の重要度が高いことが伺えます。
- ・本市では、市民、事業者とまち美化運動の推進を行っており着実な広がりを見せています。今後も市民、事業者と協働のもと、環境美化活動を促進することが求められています。

#### ●取組方針

- ・美しいまちづくりを目指し、市民、事業者、市が連携して取り組む環境美化活動や廃棄物の不法投棄防止に取り組みます。

#### ●取組内容

項目	主な内容
環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活環境美化事業の推進（重点道路の清掃等）〔再掲〕</li><li>・まち美化運動の推進（まちかど100mクリーンアクション運動の推進、全市一斉清掃の実施等）</li><li>・路上喫煙禁止制度の実施</li><li>・不法投棄の防止対策事業の推進</li></ul>

#### ●環境指標

- ・まちかど100mクリーンアクション参加事業所数<重点>

#### ひめじ環境豆知識

##### ■ ビティちゃん

ビティとは、キャッチコピー「美シティ」の“美”と“シティ”を合わせたもので、本市の美化啓発を行っています。



## 第2節 地域特性に応じて留意すること

本市は、山間部から群島部に至る約534km<sup>2</sup>もの広範な面積を有し、北部には雪彦山をはじめとする森林・丘陵に囲まれた田園地域が広がり、南部の臨海部には鉄鋼、化学等の基礎素材型産業が立地する臨海工業地帯が発達しています。また、播磨灘には大小40あまりの島からなる家島諸島を擁しています。

このように、本市は環境特性が異なる複数の地域から成り立っています。ここでは、地域ごとの特性や、それを踏まえた環境づくりの方向を示します。



図3-4 姫路市の地域

表3-2 環境属性に基づく地域区分

区分	地域の概況
森林・丘陵・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、丘陵と農村集落</li> <li>・大部分が市街化調整区域または都市計画区域外で県立自然公園、農業振興地域等に指定</li> </ul>
市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路駅周辺をはじめ、主要鉄道駅周辺等には商業・業務機能が集積</li> <li>・土地区画整理等により基盤の整った住宅市街地が拡大</li> </ul>
臨海・群島地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な工場が集積する臨海工業地帯</li> <li>・緩衝緑地によって工業地帯と市街地を区分</li> <li>・一部には自然海岸が残存</li> <li>・沿岸地域は諸河川の流入により好漁場を形成</li> <li>・家島諸島の一部は瀬戸内海国立公園に指定</li> </ul>

## 1 森林・丘陵・田園地域

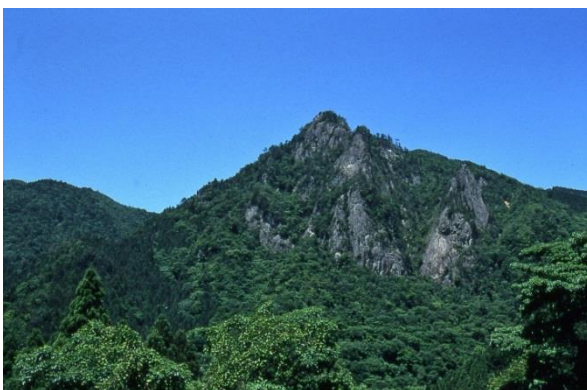
### (1) 地域特性

- ・山陽自動車道以北の農村集落を中心とした地域で、市域面積の約7割を占め、総人口の約2割が定住しています。
- ・標高915mの雪彦山をはじめ、播磨中部丘陵、西播丘陵の山並みが連なり、市川、夢前川、揖保川、天川、林田川などの河川の中上流域周辺には農地が広がるなど、質・量ともに豊かな自然資源があります。
- ・ため池、里山などの豊かな自然資源があり、サギソウなどの貴重な生物の分布がみられます。
- ・雪彦峰山県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園、西播丘陵県立自然公園、伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、藤ノ木山自然公園などが自然とのふれあいの場として親しまれています。
- ・書写山、広嶺山、増位山、桜山公園周辺の丘陵部一帯では、自然と歴史文化が融合した環境の整備やレクリエーション施設としての整備が進められています。
- ・大気環境や水環境などが全般的に良好な地域です。

### (2) 環境づくりの方向

当地域では、豊かな自然を保全し、人と自然の営みが調和した環境づくりを目指します。

- ・自然環境の学習・体験拠点としての有効活用
- ・書写山等の自然的・歴史的資源の保全と活用
- ・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、藤ノ木山自然公園等の活用
- ・森林ボランティアの育成等による里山の維持管理の推進
- ・水源を涵養する森林、農地、ため池等の保全



雪彦山



夢前川上流

## 2 市街地地域

### (1) 地域特性

- ・本市の玄関口である JR 姫路駅を中心に商業・業務機能が集積する市域の中南部地域で、総人口の約7割が定住しています。
- ・土地区画整理等により都市基盤整備が図られ、良好な宅地造成が行われており、鉄道駅周辺に商業・業務機能が広がるなど、複数の地域拠点づくりが行われています。
- ・世界文化遺産姫路城を中心とする特別史跡地では、歴史と文化が調和した空間として保存整備が行われています。
- ・播磨国風土記に記された八丈岩山、姫山、名古山などの独立丘陵や、市川、船場川、夢前川等の河川が自然とのふれあいの場となっています。
- ・土地区画整理、幹線道路の整備、公園・緑地や親水空間の整備などまちの魅力を高める取り組みが進められています。
- ・商業・業務機能が集積するなど、活発な都市活動が営まれ、エネルギーや資源の消費が多い地域です。

### (2) 環境づくりの方向

当地域では、環境に配慮した都市活動を実践し、快適な生活空間を確保する環境づくりを目指します。

- ・省資源・省エネルギー対策と環境配慮活動の推進
- ・自動車利用の抑制、公共交通機関や自転車の利用の促進
- ・緑化の推進
- ・姫路城周辺の適正な植生管理
- ・丘陵、公園・緑地、河川などを生かした自然とのふれあいの場の提供
- ・姫路城や歴史文化遺産と調和した景観づくり
- ・身近な自然についての環境学習



市街地地域



姫路城周辺

### 3 臨海・群島地域

#### (1) 地域特性

- ・海岸線に沿って東西に走る国道 250 号以南から家島諸島にかけての地域で、総人口の約 1 割が定住しています。
- ・海辺の大半は人工的に整備されていますが、家島、大塩、的形など一部には、ウバメガシの自然林やハマゴウなどの海浜植物、ノジギクの自生地が残っています。
- ・工業地帯と市街地とは緩衝緑地によって区分されており、周辺的生活環境が保全されています。また、緩衝緑地は、散策路、休憩施設、運動施設などが整備され、市民の憩いの場として親しまれています。
- ・瀬戸内海国立公園特有の美しい多島海景観を形成する家島諸島のほか、「せとうち風景 30 選」にも選ばれた小赤壁や、網干なぎさ公園等の海浜公園、海水浴場などの親水空間もあり、市民の憩いの場となっています。
- ・臨海部では、鉄鋼、機械、化学、エネルギー等の大規模な工場が集積し、活発な産業活動が営まれており、自動車の交通量も多くなっています。

#### (2) 環境づくりの方向

当地域では、産業活動による環境への負荷を最小限にとどめつつ、低炭素・循環型社会の形成に貢献する環境づくりを目指します。

- ・工場・事業場等に対する環境保全対策の推進
- ・工場・事業場等における廃棄物の再使用及び再資源化の促進
- ・工場・事業場等におけるエネルギーの効率的利用、廃熱利用の促進
- ・工場・事業場等における適正な緑地確保の推進
- ・公共施設における緑化の推進、緑地の整備
- ・緩衝緑地の保全・活用
- ・家島・大塩・的形などに残る自然海岸の保全
- ・ウバメガシの自然林や海辺に自生する海浜植物の保全
- ・エコパークあぼし・網干環境学習センター等での環境学習の推進



臨海地域



家島諸島

## 第4章 リーディングプラン

本計画が目指す環境像及び基本目標の実現のためには、広範な分野にわたる取り組みを総合的に推進するとともに、重要性や効果、社会情勢などを考慮した取り組みが必要です。

このため、計画全体を牽引（リード）するものとして、特に重点的に取り組んでいく3つのテーマをリーディングプランと位置づけます。

- 環境学習推進の輪づくり
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 生物多様性地域戦略づくり

## 1 環境学習推進の輪づくり

### (1) 背景

- ・「持続可能な開発のための教育（ESD）」が国連で提唱されているように、持続可能な社会を実現していく上で環境学習が果たす役割は大きくなってきています。
- ・広範多岐にわたる環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境の素晴らしさや大切さなどを認識し、そして行動していくことが必要となります。そういった認識を持ち、行動できる人間を育むことが環境学習の役割です。
- ・環境学習の推進にあたっては、「未来を創る力」や「環境保全のための力」を育むことが大切です。それらの力を育むための重要な要素として、「自然体験・原風景」、「地域・場」、「協働経験としての学び」があります。
- ・これらの要素を高めていくためには、本市の地域特性を踏まえたうえで、学校教育のみならず、市、事業者、市民団体等の協力・連携のもと環境学習を推進していく仕組みづくりが必要となります。併せて、環境行動へのきっかけや地域への愛着が高まるよう、環境問題に対する認識の熟度に応じたものや姫路らしさ、地域らしさを兼ね備えた環境学習プログラムを提供することが重要となります。

### (2) 取組方針

- ・市民や事業者と市の協働の仕組みを構築し、市全体に環境学習の取り組みが広がる仕組みづくりを行います。また、環境関連施設間での情報の共有化など環境学習を推進するためのネットワーク化を図ります。
- ・環境問題に対する熟度に応じた、環境について楽しく学び、主体的に取り組むことができる多様で特色のある環境学習を進めます。

### (3) 取組内容

#### ① パートナーシップ型環境学習の推進

- ・市が実施する環境学習に事業者等が協力・連携しやすくすることや市民や事業者などが実施する環境問題に関連する様々な講座、イベントなどの活動を広報することなど、環境学習に取り組みやすい仕組みづくりを行います。
- ・環境学習リーダーを出前環境教室に派遣する仕組みの構築など、市民主役の環境学習を検討します。

#### ② 楽しく学ぶ環境学習の実施

- ・環境ヒーローによる低年齢層向けの環境学習に取り組みます。
- ・環境副読本「環境学習用ノート」の配付や体験型出前教室に取り組みます。
- ・環境壁新聞など子どもが主体的に取り組むことができる仕組みを検討します。

#### ③ 姫路スタイルの環境学習の実施

- ・地域特性に応じた体験型学習（自然学校や環境体験事業等）に努めます。
- ・エコ川柳を取り入れた環境学習に取り組みます。
- ・ジャコウアゲハ等の姫路市を象徴する生物を題材とする環境学習に取り組みます。
- ・世界文化遺産姫路城を擁する市として、ユネスコスクールへの登録を目指した取り組みを検討します。



## ひめじ環境豆知識

### ■ 環境関連施設

本市には、環境を体験し、楽しく学べる施設が多くあります。

施設名	概要
伊勢自然の里・環境学習センター	里山の自然環境を保全し、様々な世代が楽しみながら環境の保全について学習できる、自然体験型の環境学習施設です。
エコパークあぼし・網干環境楽習センター	ごみや環境問題を楽しく学び、体験することができる施設です。
自然観察の森	身近な自然にふれて、自然を大切にする気持ちをもってもらえるように造られた施設です。
水族館	播磨地域に暮らしている生物を展示しているほか、体験型展示もあります。
姫路科学館	播磨地域に生息する昆虫標本を展示しており、播磨の自然環境について学ぶことができます。
下水道管理センター	下水処理場やポンプ場、下水道管など下水道施設の管理をしています。汚れた水をきれいにする仕組みを学べます。
水道資料館・水の館	人がどのように飲み水を作ってきたかという歴史や、姫路市の水道の歩みを、クイズやゲーム、実験を通して楽しく学べます。
いえしま自然体験センター	海中探索や磯観察、海の料理体験など、海の環境を楽しく学べるプログラムが充実しています。



伊勢自然の里・環境学習センター



エコパークあぼし・網干環境楽習センター

## 2 再生可能エネルギーの導入促進

### (1) 背景

- ・国は、地球温暖化対策などの観点から、太陽光発電の普及促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電に対する補助金の復活、余剰電力買取制度の創設などの施策を講じてきました。
- ・また、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、電気事業者が一定の期間、固定価格で買い取る制度を定めた「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を制定し、再生可能エネルギーの導入拡大を進めています。
- ・このような背景を踏まえつつ、低炭素社会の実現やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化などを目指し、本市の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの一層の導入促進を図る必要があります。

### (2) 取組方針

- ・日照に恵まれた本市の特性を活かし、太陽光発電の普及促進を図ります。
- ・バイオマス等のその他再生可能エネルギーについても、関連する市の事業を進める中で、地域資源活用の観点から導入に向けた調査・研究等を進めます。
- ・市施設への太陽光発電等の導入に率先して取り組みます。

### (3) 取組内容

#### ① 太陽光発電の導入拡大

- ・住宅用太陽光発電の普及促進に取り組みます。
- ・大規模太陽光発電（メガソーラー等）の導入が進む環境づくりに取り組みます。

#### ② その他再生可能エネルギーの導入促進

- ・バイオマス等のその他再生可能エネルギーの導入可能性を調査・研究し、普及促進方策について検討します。

#### ③ 市施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進

- ・施設の新築、改修等の際には、耐震性等を考慮しながら太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・未利用地への大規模太陽光発電等の誘致について調査研究します。

### 3 生物多様性地域戦略づくり

#### (1) 背景

- ・本市は、森林、里山、ため池、河川、海浜など動植物の生息・生育に適した多様な自然環境に恵まれ、地域の特色ある文化を育むなど自然の恩恵を受けてきました。
- ・しかしながら、自然に対する人間の働きかけの減少による里山等の荒廃や外来生物による生態系の攪乱など、本来その地域で育まれていた豊かな自然と生物多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。
- ・平成 20 年（2008 年）には「生物多様性基本法」が公布・施行され、地方自治体が地域の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないとされました。
- ・また、遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と平成 23 年（2011 年）以降の生物多様性に関する新たな世界目標となる「新戦略計画・愛知目標」が採択され、地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた新たな一歩を踏み出しています。
- ・このような背景を踏まえ、本市の生物多様性に関する目標や基本方針を共有するため、生物多様性に関して実施してきた取り組みを体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応していくための総合的な指針を策定する必要があります。

#### (2) 取組方針

- ・自然保護条例に基づく取り組みや外来生物対策を継続するとともに、本市の生物多様性に関する総合的な指針を策定します。
- ・自然観察会や環境学習などを通じ、豊かな自然や生物とふれあう機会を創出し、市民の生物多様性の保全に対する意識の醸成を図ります。
- ・関係機関や市民・事業者等と連携し、生物多様性を支えあう仕組みを構築します。

### (3) 取組内容

#### ① 生物多様性地域戦略の策定

- ・ 姫路市における生物多様性地域戦略を策定します。

#### ② 生物多様性推進ネットワークの構築

- ・ 伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、水族館、動物園等のネットワーク化を図るとともに、市民や事業者とのパートナーシップを構築することにより、生物多様性の保全を推進する仕組みの構築、情報の共有化を図ります。

#### ③ 外来生物対策の推進

- ・ 特定外来生物についての啓発や駆除を行います。
- ・ 姫路城周辺において、特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づき、適正な植生管理を実施します。

## 第5章 目標の達成に向けみんなで取り組むために

本計画に掲げる環境像及び基本目標を実現するためには、市民、事業者、市などすべての主体が環境についての認識を共有し、それぞれが自らの責任と役割を理解したうえで、協力・連携して行動する必要があります。

このため、市は、市民、事業者等の自発的な取り組みを支援するとともに、各主体が協力・連携した環境づくりをより一層発展させるための仕組みづくりに取り組みます。

また、計画推進の仕組みを整備するとともに、定期的に取り組みの実施状況を確認することにより、計画の進行管理を行います。

### 第1節 各主体の役割

環境問題の解決のためには、まず各主体が自らの役割を理解したうえで行動することが重要です。

#### (1) 市民の役割

- ・日常生活での環境負荷を認識し、省資源・省エネルギーやリサイクルなど環境に配慮したライフスタイルを実践します。
- ・環境関連のボランティア活動や自然体験活動に参加します。
- ・身近な環境をより良いものにしていくよう、市や事業者と協力・連携した環境づくりに取り組みます。

#### (2) 市民団体の役割

- ・自然保護、緑化、美化、リサイクル等の活動に積極的に取り組みます。
- ・グラウンドワーク活動やアダプト制度等を通して、各主体と協力・連携した環境づくりに取り組みます。

#### (3) 事業者の役割

- ・公害の防止、廃棄物の適正処理等の法令遵守（コンプライアンス）、省資源・省エネルギーなどに取り組みます。
- ・ISO やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- ・環境と経済の調和に向け、環境への負荷の少ない商品・技術の提供に努めます。
- ・地域における市民の取り組みに参加するなど、各主体と協力・連携した地域の環境づくりに積極的に取り組みます。

#### (4) 市の役割

- ・環境法令の遵守や環境にやさしい事務事業の実践など、他の主体の模範となるよう積極的に環境への配慮に取り組みます。
- ・市民、事業者等と協力・連携し、環境の保全と創造に関する施策の推進に積極的に取り組みます。
- ・市民、事業者等の自発的な取り組みを支援します。

図 5-1 各主体の協力と連携イメージ

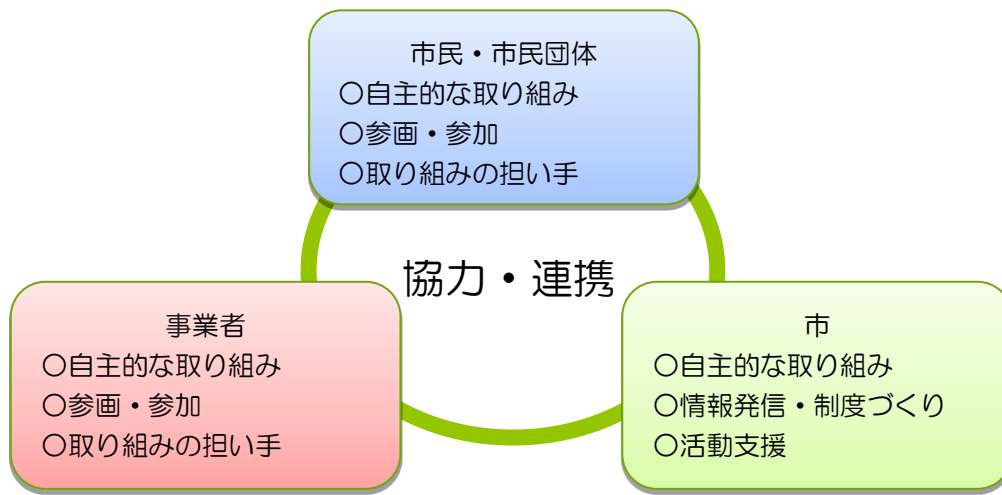
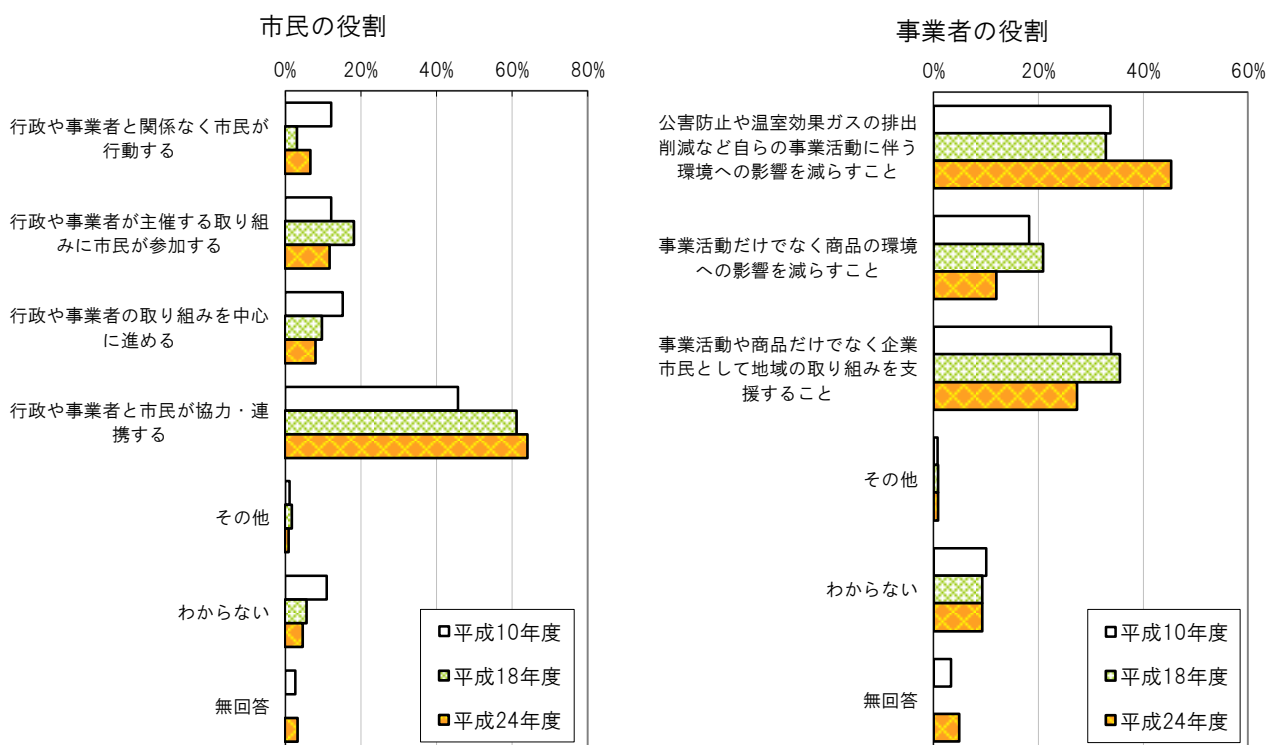


図 5-2 市民、事業者の環境への取り組みの役割



## 第2節 主体間の協力・連携の仕組みづくり

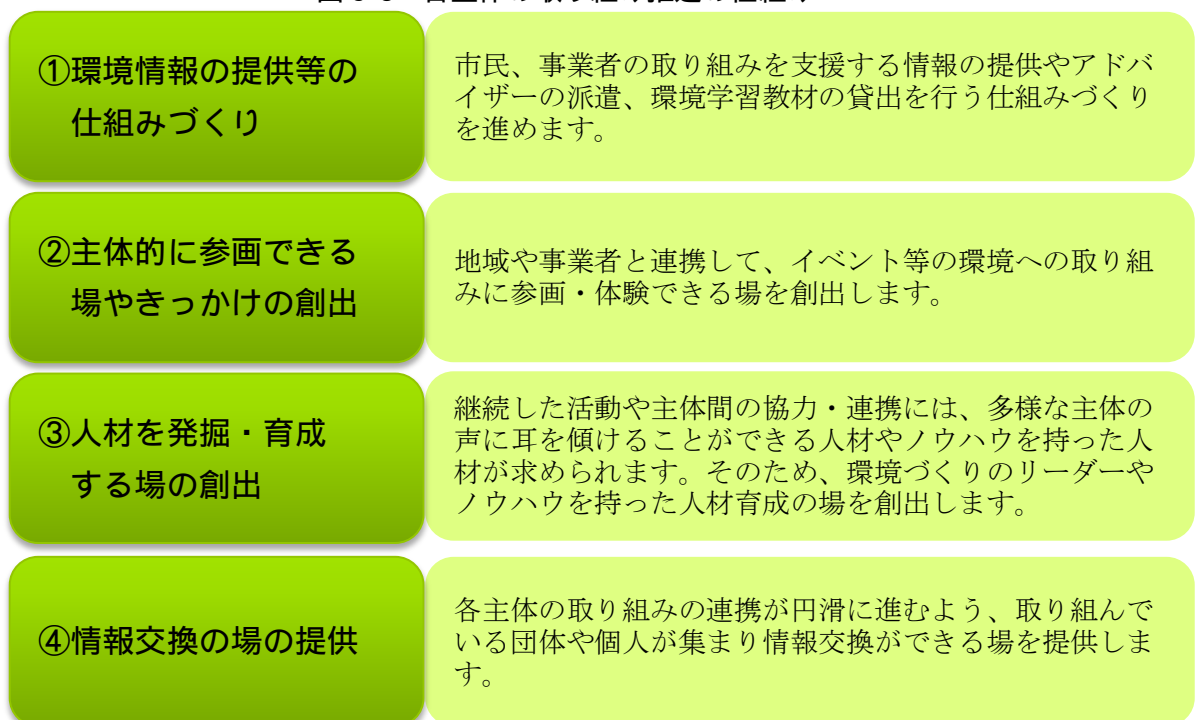
これからの環境づくりは、各主体が自主的に取り組むとともに、主体間の様々な協力・連携を図ることが必要です。このため、市は、市民団体や商工会議所等と連携しながら、主体間の協力・連携の仕組みづくりを進めます。

また、本市は多様な環境圏を有していることから、環境圏の特性を考慮した交流や環境圏や市域を越えた広域的な交流により、一体となった環境づくりを促進します。

### (1) 各主体の取り組み推進及び主体間の協力・連携

各主体の取り組みを推進するとともに、主体間の協力・連携を促すためには、段階的な支援が必要です。そこで段階的な支援として、以下のことを進めます。

図 5-3 各主体の取り組み推進の仕組み



### (2) 多様な環境圏及び広域での交流

多様な環境圏における交流はもとより、市域外の地域との協力・連携、さらには地球規模での協力・連携も求められています。

そのため、情報の提供や参加の機会の提供などにより、市民、市民団体、事業者など多様な主体の広域的な協力・連携を促進します。

表 5-1 環境圏における交流

森林・丘陵地域	河川流域	沿岸域
森林組合、森林ボランティア等との連携	市川流域アメニティ推進協議会、揖保川水質汚濁防止協議会等との連携	(社)瀬戸内海環境保全協会や兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会等との連携
環境圏を越えた、環境に関する取り組みや体験学習による連携		

## 第3節 計画推進の仕組み

### (1) 庁内体制

関係部局で構成する「姫路市環境基本計画推進本部」を設置し、計画の進行管理を行います。

### (2) 環境審議会

「姫路市環境審議会」は、市長の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置しており、学識経験者のほか、民間団体等の代表者、行政機関の職員で構成されています。

計画の策定、見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行います。

### (3) 市民、事業者等との協働

本計画を市民目線で推進し、豊かな環境の保全と創造を実現するため、「姫路市環境づくり市民会議」や市民団体、商工会議所等と連携し、市民、事業者等との協働を進めます。

### (4) 研究機関との連携

市内に多くの研究機関が立地する本市の特性を活かし、これら研究機関（地元大学、水族館等）との連携を図ります。

### (5) 広域的な連携

市域を越えた広域的な課題に取り組むため、環境づくりに関する国、関西広域連合、県、関係市町等との広域的な連携を進めます。

### (6) 財政的・経済的措置

環境像の実現に向け、各種取り組みを安定的かつ継続的に進めていくため、財源の確保に努めます。また、すべての主体の協働と公平な費用負担による環境づくりや社会全般が環境配慮型へと転換することを促進するための手法を検討します。



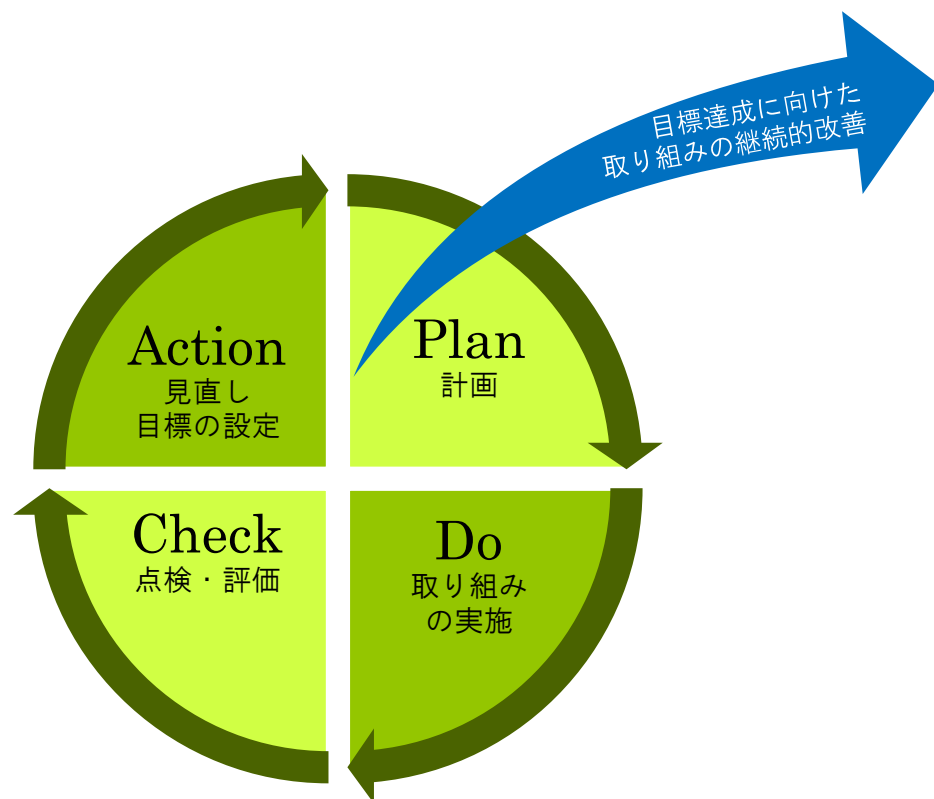
## 第4節 計画の進行管理

### 1 進行管理の方法

計画の推進にあたっては、取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげることが必要です。

そこで、PDCA サイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（見直し））による進行管理を行い、環境マネジメントシステムを活用しながら、目標達成に向けた継続的改善を図ります。

図 5-4 計画推進の仕組み（PDCA サイクル）



### 2 環境指標

本計画に掲げる取り組みの実施状況について、基本目標ごとに数値評価できる指標を設定し、毎年度の推移を把握します。また、指標のなかで特に代表的なものを重点指標とします。

表 5-2 環境指標一覧

基本目標	推進施策	重点	環境指標
市民環境力の向上	環境学習の推進	◎	環境イベント実施回数
			環境フェスティバル来場者数
			自然探勝会参加者数
			伊勢自然の里・環境学習センター来場者数
			自然観察の森来場者数
	環境情報の共有	◎	環境政策室ホームページ閲覧件数
			環境監視センター見学者数
			広報紙への環境情報掲載回数
	環境配慮活動の促進	◎	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量
		こどもエコクラブ数	
低炭素・循環型社会の構築	低炭素社会の構築	◎	市域の温室効果ガス排出量
			公共交通機関の乗車人員
			公用車における低公害車導入数（累計）
			公共施設の再生可能エネルギー導入規模（累計）
	循環型社会の構築	◎	一般廃棄物の資源化率
			一般廃棄物の最終処分量
	環境と経済の調和	◎	朝市（農林漁業まつり・市民ふれあい朝市・日曜朝市）への来場者数
			「姫そだち」登録品目数
生活環境の保全	大気環境の保全	◎	大気環境基準等達成状況
			法令等に基づく立入検査件数（大気）
			低公害車導入補助件数
	水環境の保全	◎	水環境基準等達成状況
			法令等に基づく立入検査件数（水質）
			生活排水処理率
	土壌環境の保全	◎	土壌環境基準（ダイオキシン類）達成状況
			地下水環境基準等達成状況
	静けさの確保	◎	騒音環境基準等達成状況
		排水性舗装整備面積	
◎		熱帯夜数	
自然環境との共生	生物多様性の確保	◎	指標生物発見率（身近な生き物調査）
	身近な緑の保全と創造	◎	一人あたりの都市公園面積
			地域緑化用樹木配布数
			民有地緑化助成件数
	身近な水辺の保全と創造	◎	水生生物調査参加者数
	自然資源の活用	◎	自然学校の実施校数
		公的補助を活用した私有林の間伐面積	
快適環境の創出	魅力的な景観の形成	◎	都市景観重要建築物等指定数（累計）
			姫路城周辺のまちなみ修景への支援件数
			違反屋外広告物除却市民活動員人数
			景観イベント参加者数
	歴史文化遺産の保存と活用	◎	姫路城登閣者数
			文化財散策ルートマップ作成地区数（累計）
			埋蔵文化財センター利用者数
環境美化活動の促進	◎	書写の里・美術工芸館入館者数	
	◎	まちかど 100m クリーンアクション参加事業所数	

---

### 3 年次報告

計画の実施状況について、環境の状況や施策の状況を取りまとめ、毎年度公表するとともに、計画の進行管理に活用します。



# 資料編





## 資料 1 より良い環境づくりについての市民アンケート

### 1 調査概要

#### (1) 目的

新たな環境基本計画を策定するにあたり、環境問題についての市民の関心や取組状況等を把握する。

#### (2) 調査時期

平成 24 年（2012 年）5 月～6 月

#### (3) 調査対象

満 20 歳以上の市民 1,000 人

##### 【対象者抽出方法】

- ・住民基本台帳及び外国人登録から無作為抽出
- ・地区別（コミュニティブロック）の人口比率による抽出

#### (4) 調査方法

郵送によるアンケート調査

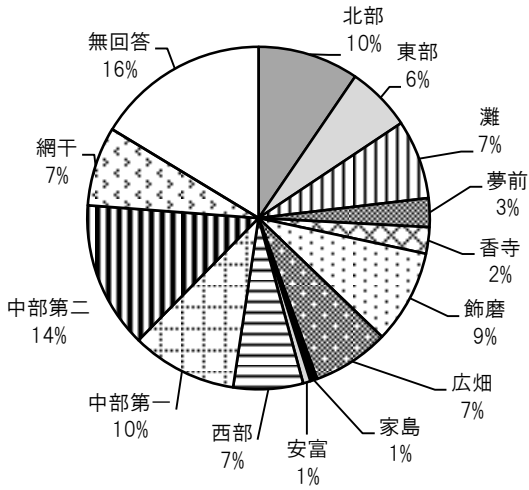
#### (5) 回収結果

回収数 443 件（44.3%）、有効回答数 441 件（44.1%）である。なお、次頁以降の母数は有効回答数 441 件である。

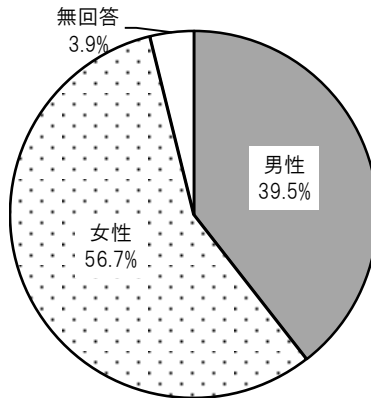
## 2 調査結果

### 属性

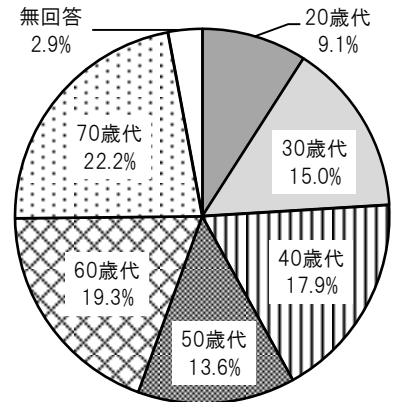
#### 小学校区



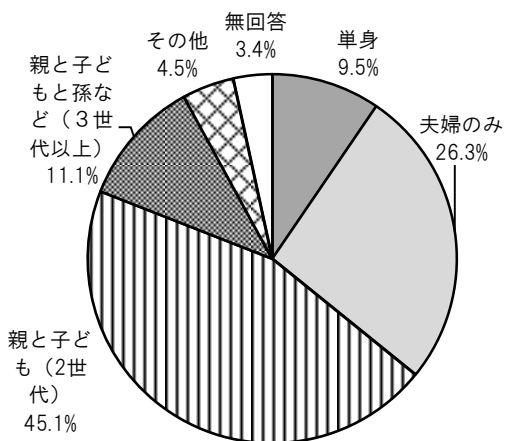
#### 性別



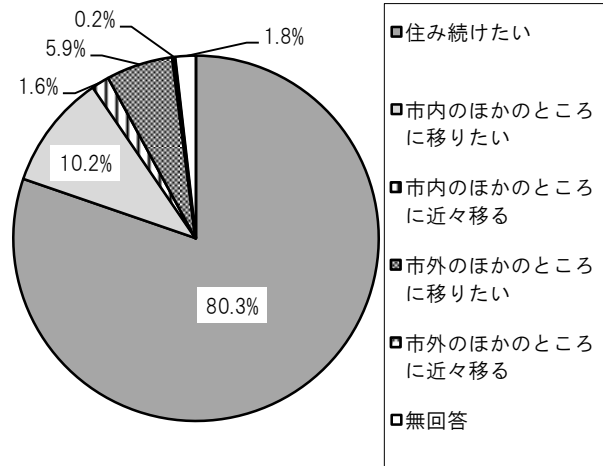
#### 年齢



#### 世帯構成



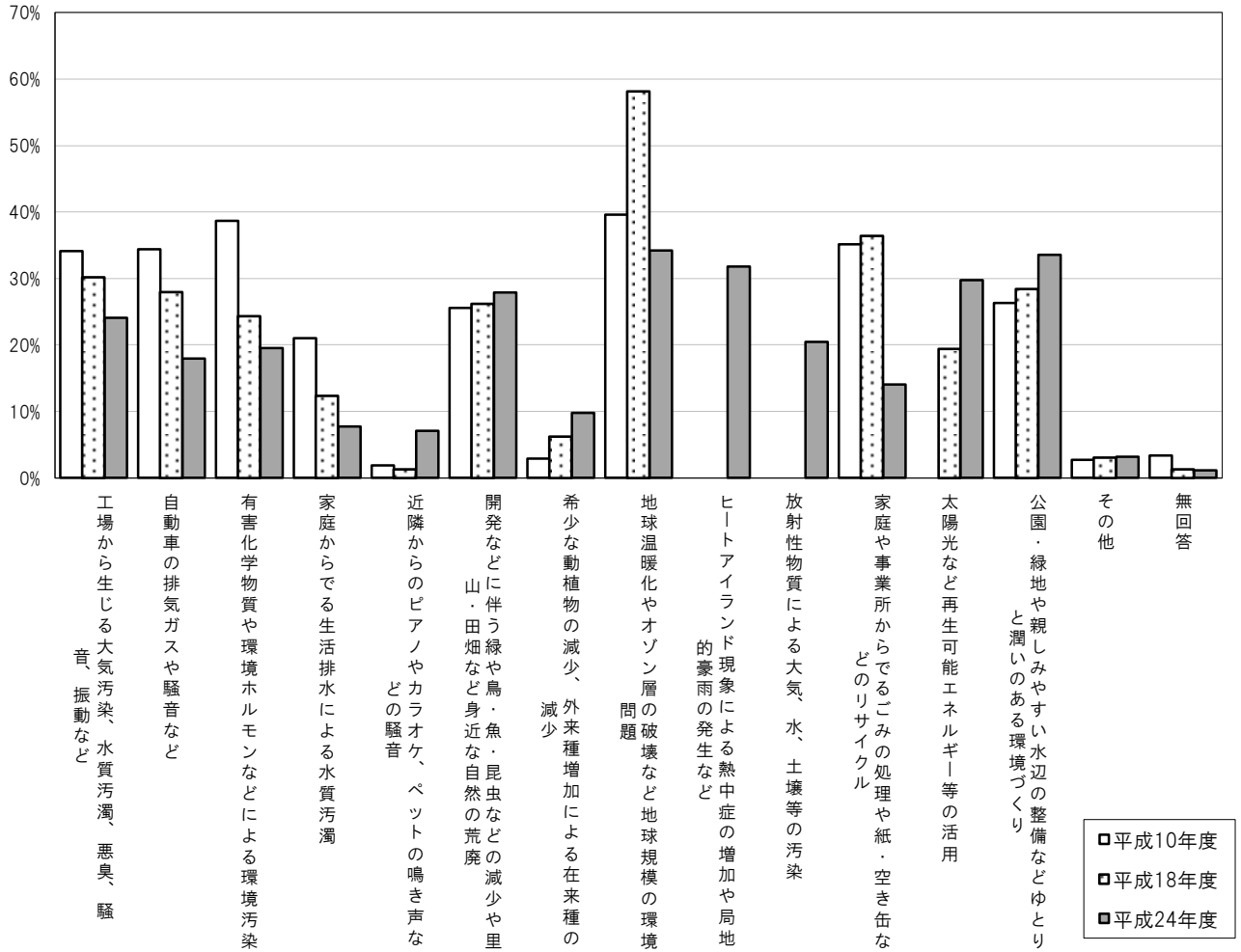
#### 今後の定住意向



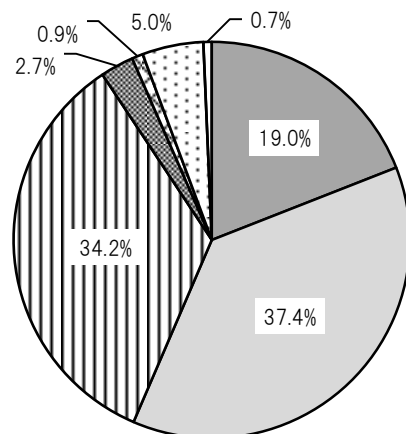


## 環境に対する関心、考え方

### 関心のある環境問題

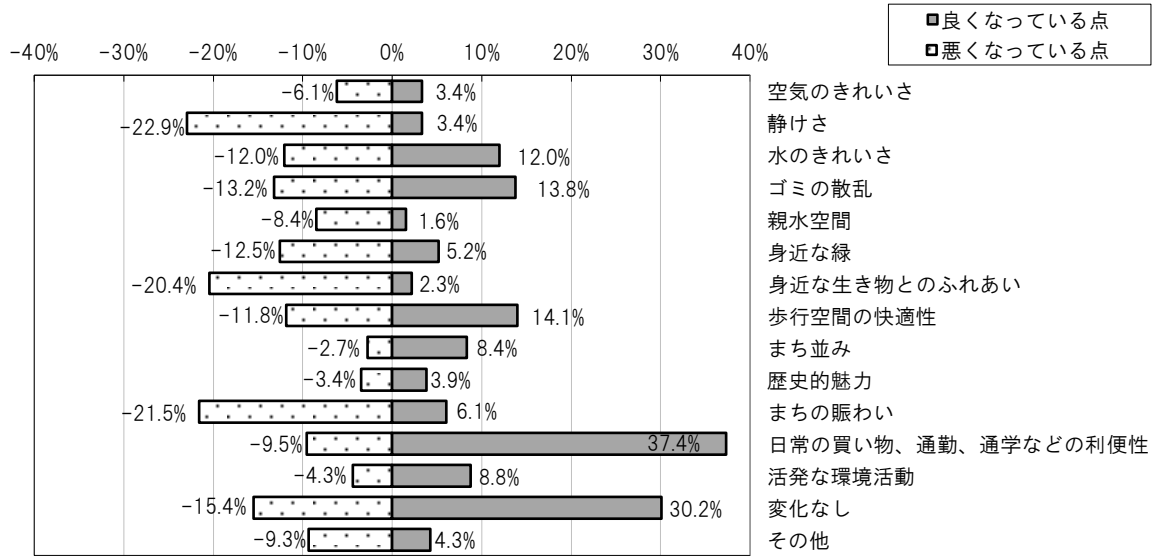


### 環境の保全と経済の発展との関係

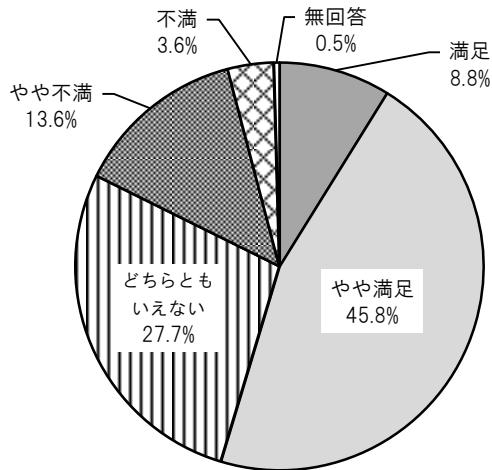


- 経済の発展を多少犠牲にしても、環境の保全を優先させるべきである
- 経済の発展と環境の保全とは両立するものである
- 環境の保全は経済の発展との調整を慎重に図る必要がある
- 経済の発展を環境の保全より優先させるべきである
- その他
- わからない
- 無回答

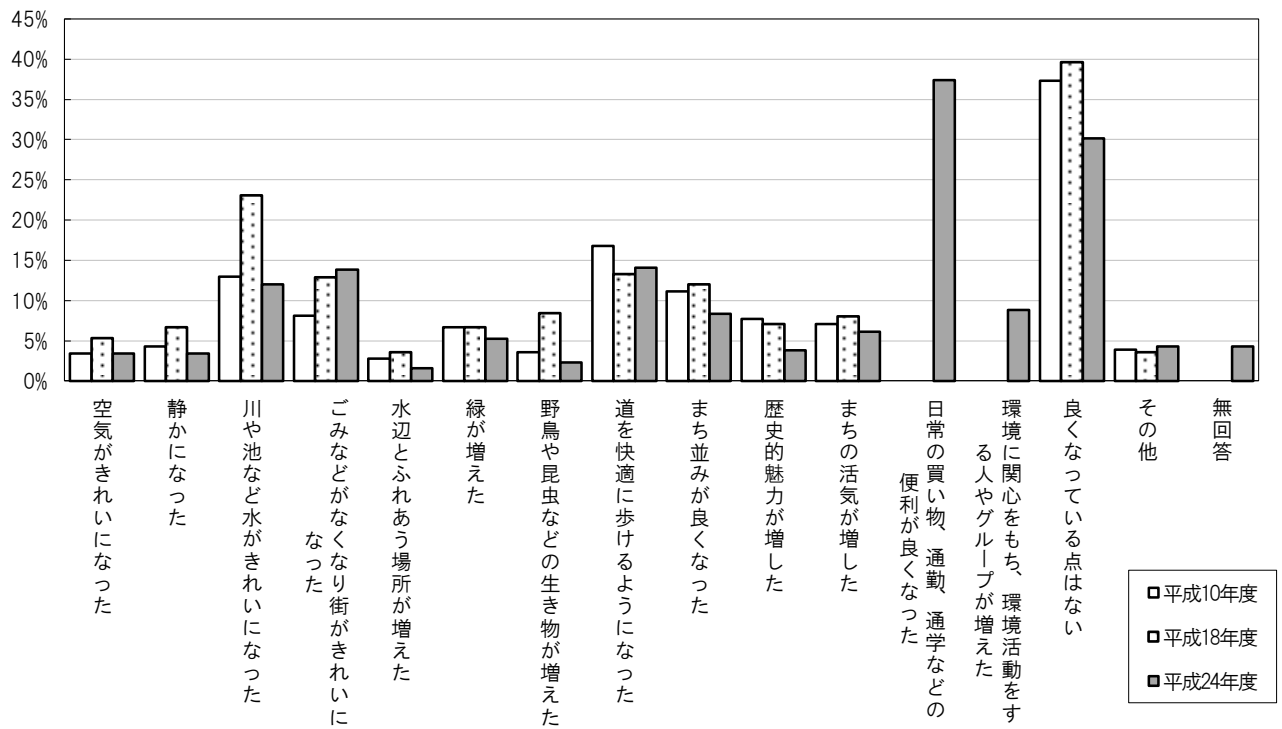
## 周辺環境の動向



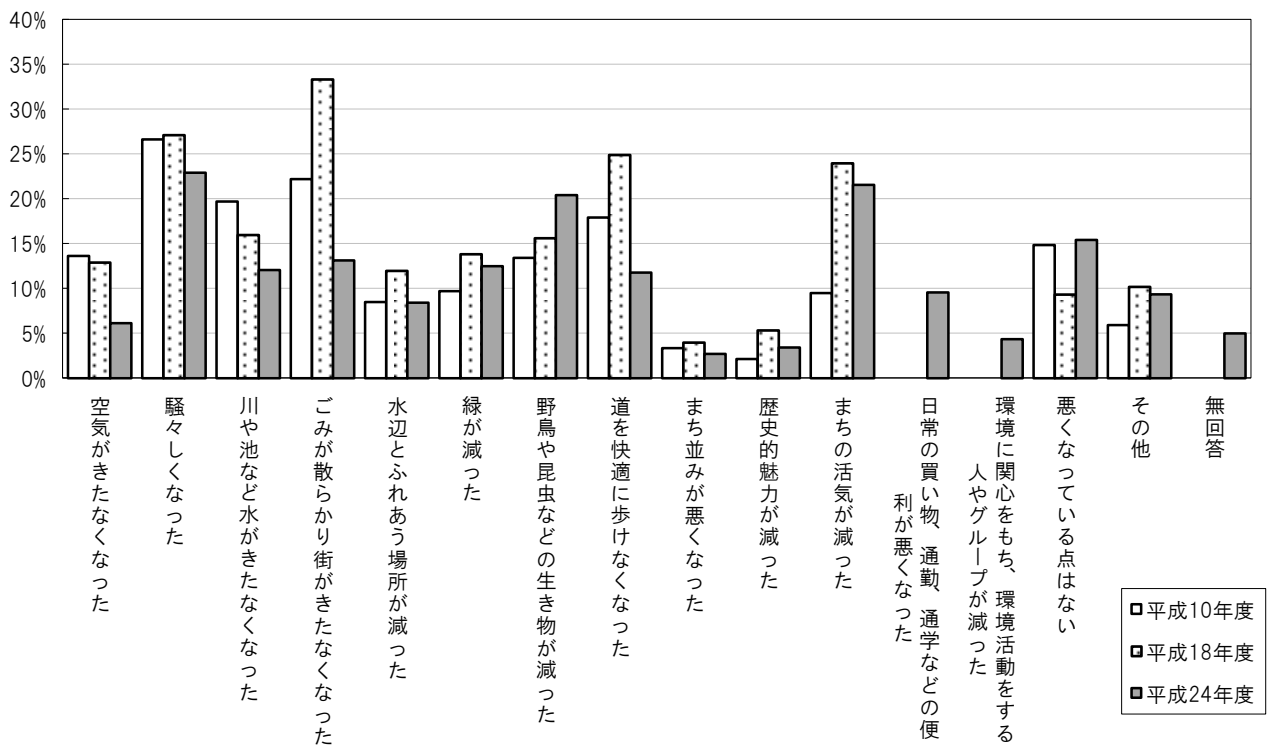
## 周辺環境の満足度



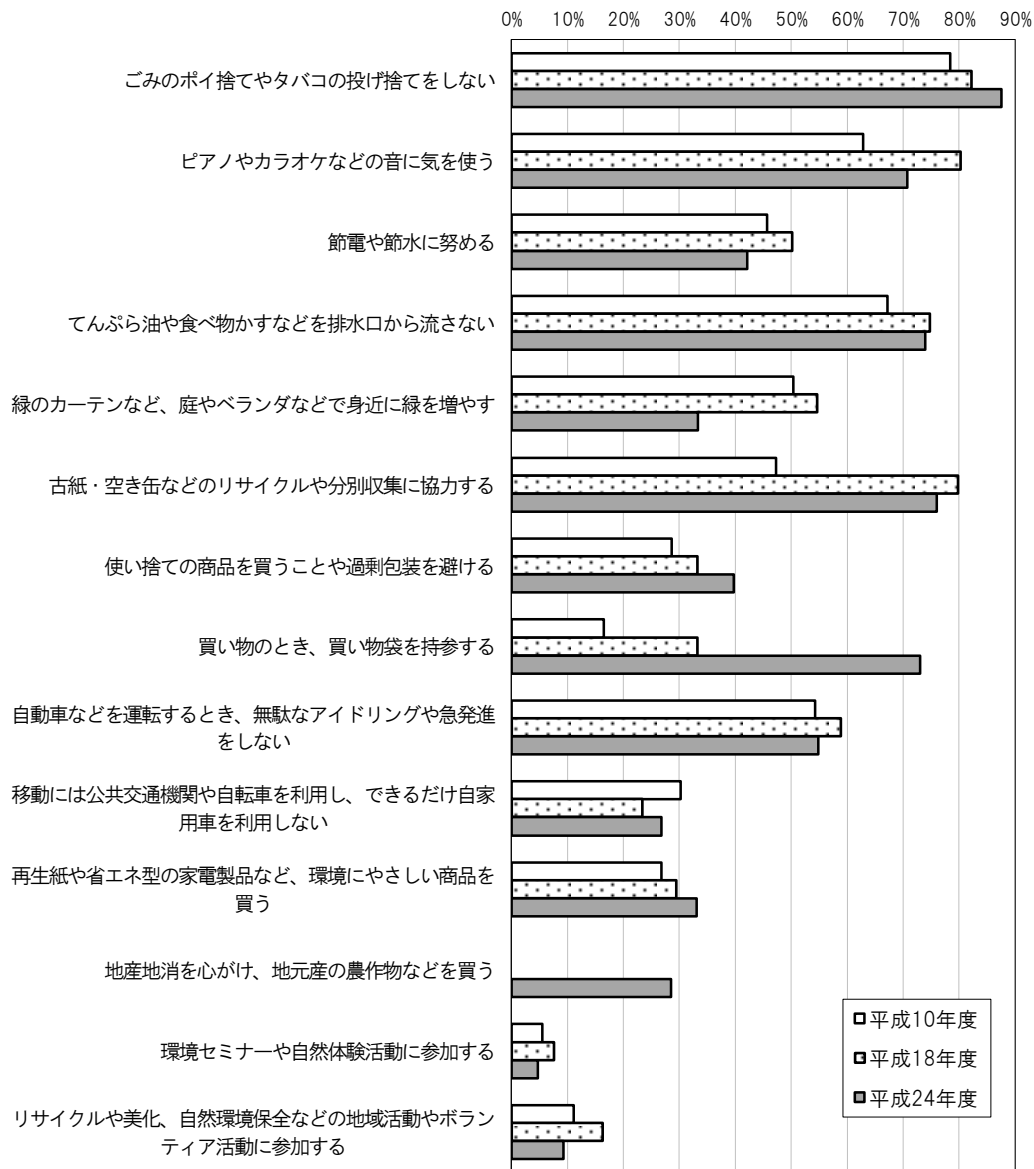
### 周辺環境が良くなっている点



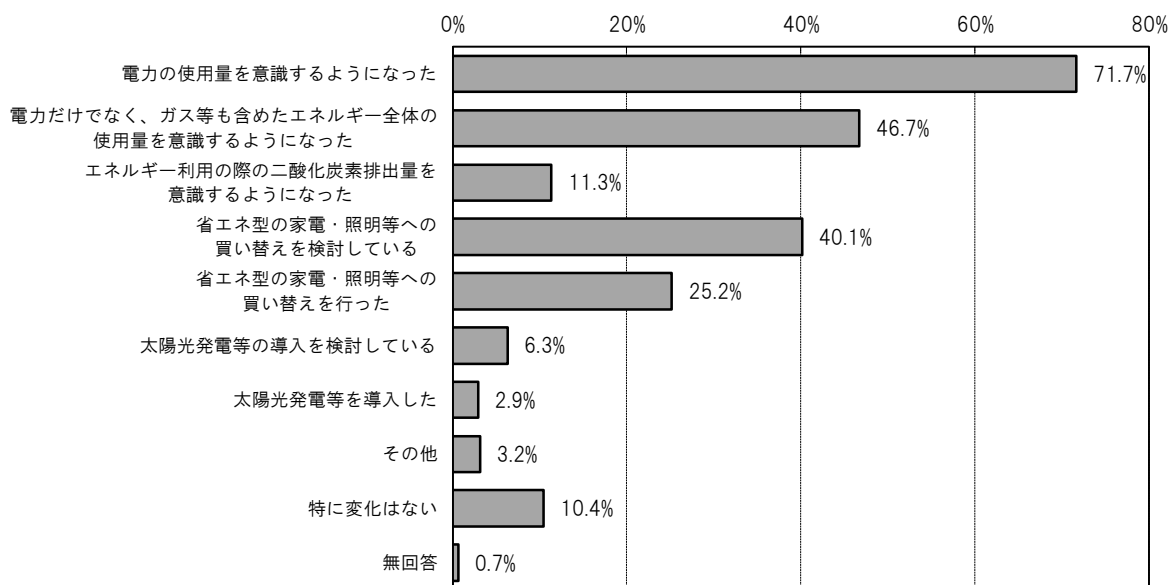
### 周辺環境が悪くなっている点



## 環境行動の実践状況

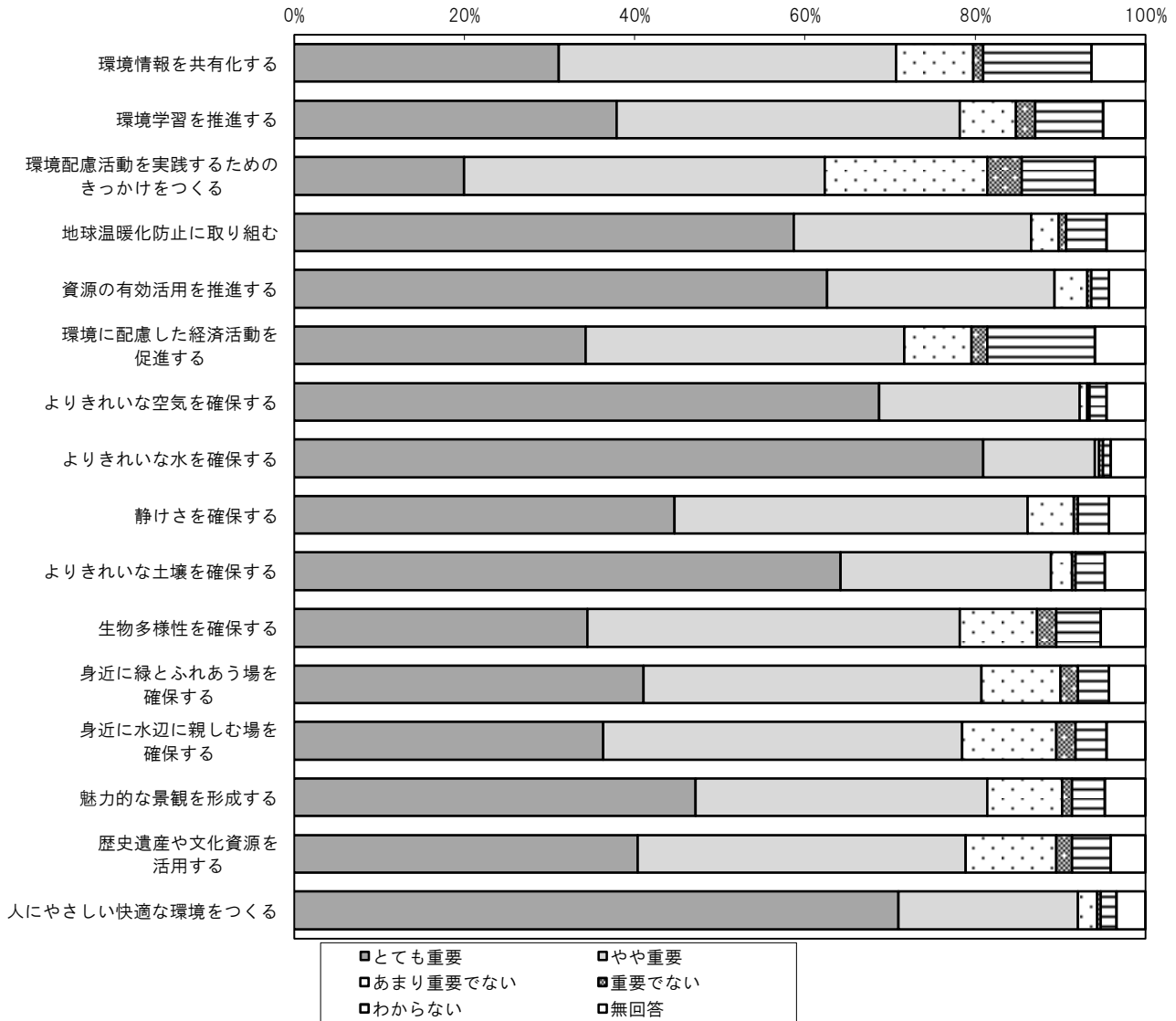


## 震災以降のエネルギー利用の考え方の変化

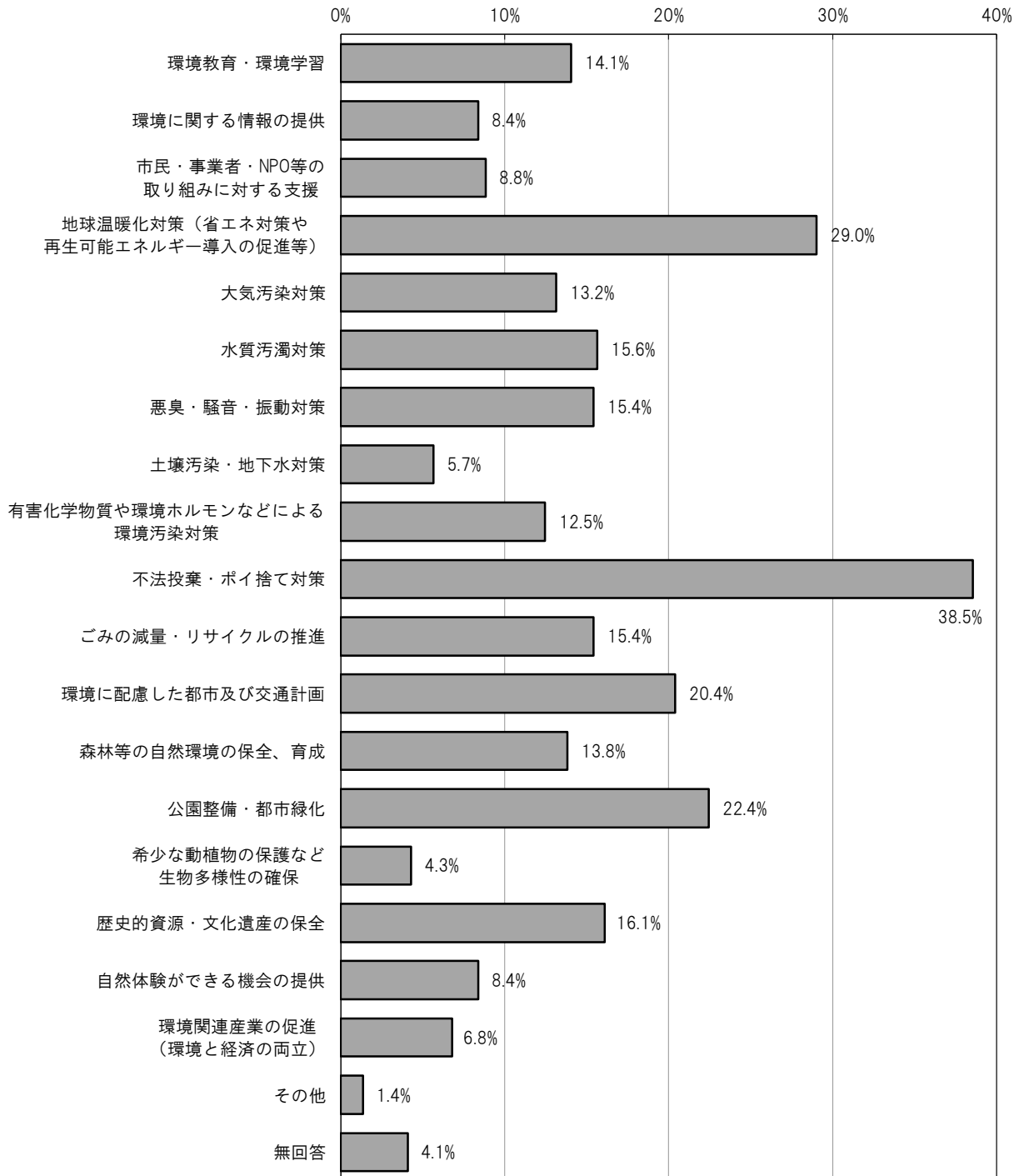


# 姫路市の環境施策

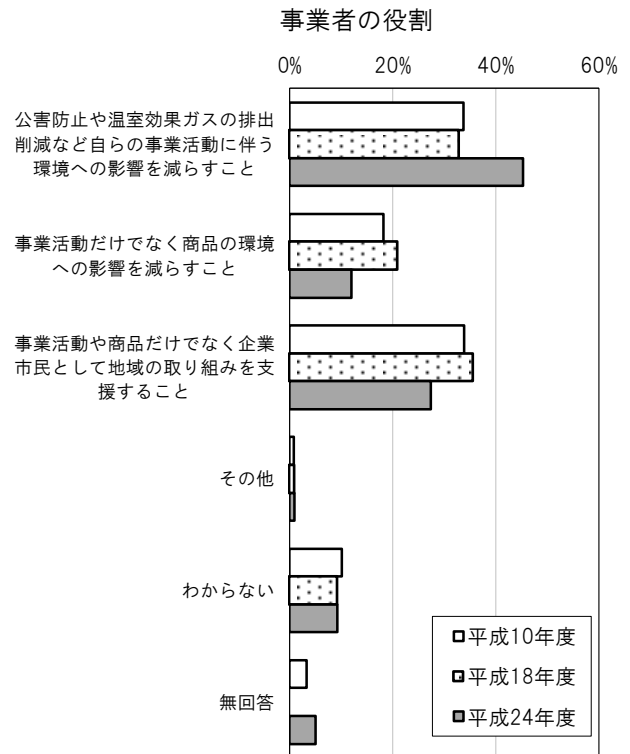
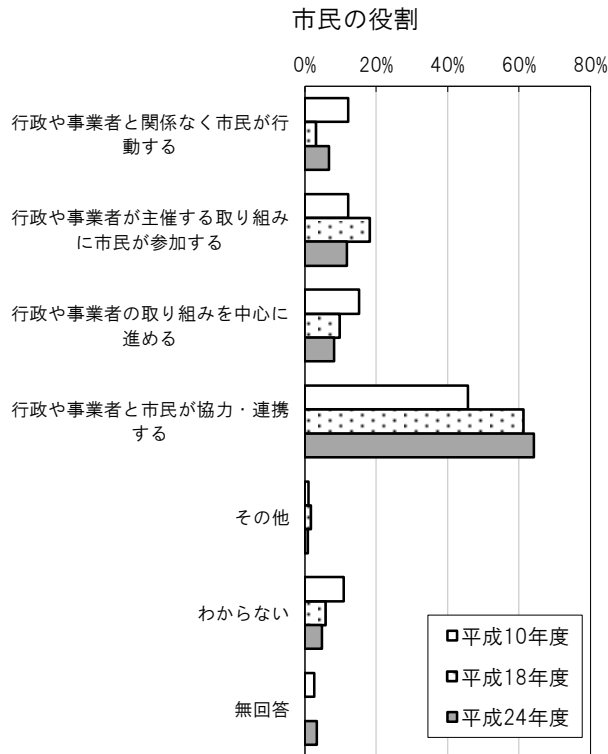
## 環境の保全に関する取り組みの重要度



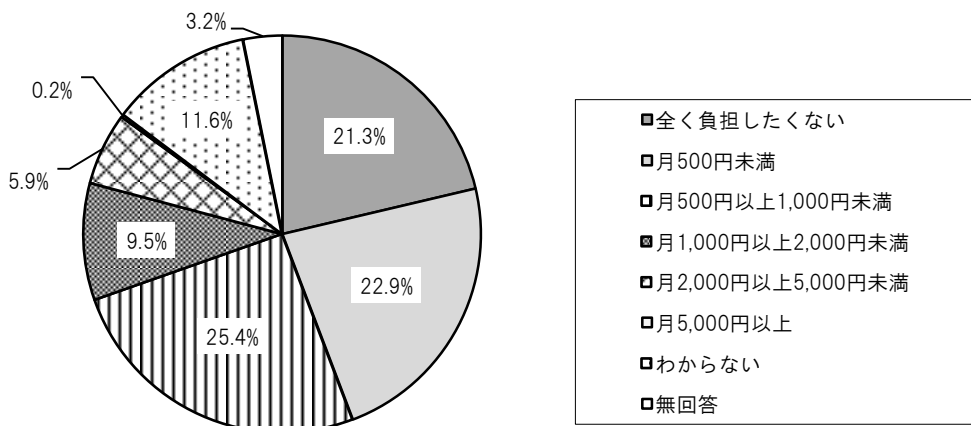
## 重点的に進めていくべき取り組み



## 市民・事業者の環境への取り組みの役割

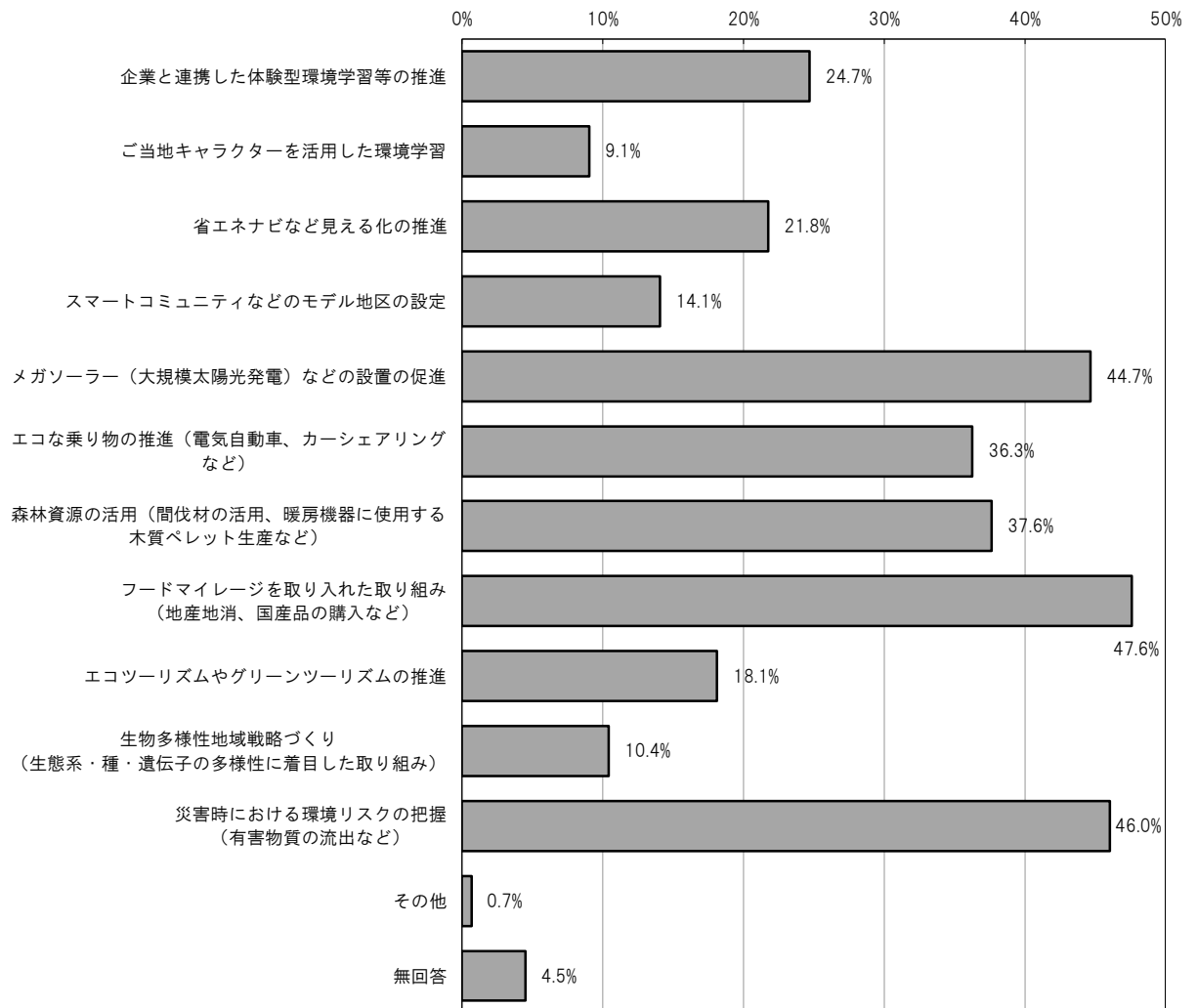


## 環境づくりのための家計への負担





環境づくりのために効果が高いと思われる取り組み



## 将来のまちのイメージ

意見の分野	件数	備考
交通	55 件	
緑・水辺・生物多様性	55 件	内、緑 38 件
美化	27 件	
安全・安心	17 件	
歴史・景観	19 件	
地球温暖化・資源の有効活用など	8 件	
環境学習・実践活動など	7 件	
大気、水質等	7 件	
経済活動など	5 件	
その他	32 件	
計	232 件	

### 【主な意見】

#### ●交通

- ・自転車道が充実し、その側には歩道があり緑や木々が季節を感じさせてくれて、自然に通勤者がそこを通りたくなる（車が減る）まち。また、夏は木が陰をつくり、心地良く通勤、散歩ができるまち。
- ・車に乗る必要のないまち。コンパクトで歩いていて楽しいまち。
- ・車道、歩道の区別がはっきりしていて、子供達の登下校が安全なまち。あまり高層ビルの多くないまち。

#### ●緑・水辺・生物多様性

- ・緑があり生き物とふれあえる場所があるまち。
- ・都市部であっても緑豊かなまち。また、川にはきれいな水が流れ、田畑にはカエルの鳴き声が聞こえるまち。
- ・子供たちが安心して遊べる少し大きい公園があるまち。大人もウォーキングや体操ができるきれいな公園があるまち。

#### ●美化

- ・城周辺は清掃が行き届き大変きれいであるが、姫路市全体をきれいなまちに。
- ・川や道にごみが落ちていないまち。
- ・山や川、自然が美しくゴミの不法投棄のないまち。

## 自由意見

意見の分野	件数
緑・水辺・生物多様性	22 件
交通	21 件
美化	14 件
歴史・景観	12 件
環境学習	8 件
エネルギー	6 件
市民活動	4 件
情報発信	4 件
大気、水質等	3 件
農業・食・地産地消	3 件
その他	30 件
計	127 件

### 【主な意見】

#### ●緑・水辺・生物多様性

- ・最近きれいな公園が増えてきているが、大きい公園ばかりがきれいで、小さな子どもが遊べる小さな公園はきたない所が多い。
- ・川遊びや昆虫採集ができる環境をつくる。それが、将来のより良い環境づくりの意欲につながると思う。
- ・瀬戸内海の魚を守るためにも、森の再生（スギ、ヒノキから常緑樹への転換）を推進する。海、山、川、平野をもつ姫路だから推進できる。

#### ●交通

- ・現在、姫路市ではマイカーなしには生活しにくい状況である。このような状況は、環境への影響はもちろん高齢のドライバーが多くなり安全面からも改善を期待したい。
- ・中心市街地ばかりへの投資ではなく、周辺地の住民にも、文化的で健康な生活が享受できる環境を整えて欲しい。また、福祉タクシーの活用など、市民が利用しやすい手段を導入してはどうか。

#### ●美化

- ・やはり市民一人ひとりの心がけ次第だと思う。みんなが環境を良くしようと意識の共有ができれば、ゴミのポイ捨てもなくなると思う。
- ・ゴミ分別の最終までの流れをきちんと説明し、家庭からのゴミがどう処分されているか、見学等の機会を設ける。

## 資料2 より良い環境づくりについての市民アンケート〈子ども版〉

### 1 調査概要

#### (1) 目的

新たな環境基本計画を策定するにあたり、環境についての子どもの関心や取り組み等を把握する。

#### (2) 調査対象

小学1年生から中学3年生

#### (3) 調査方法

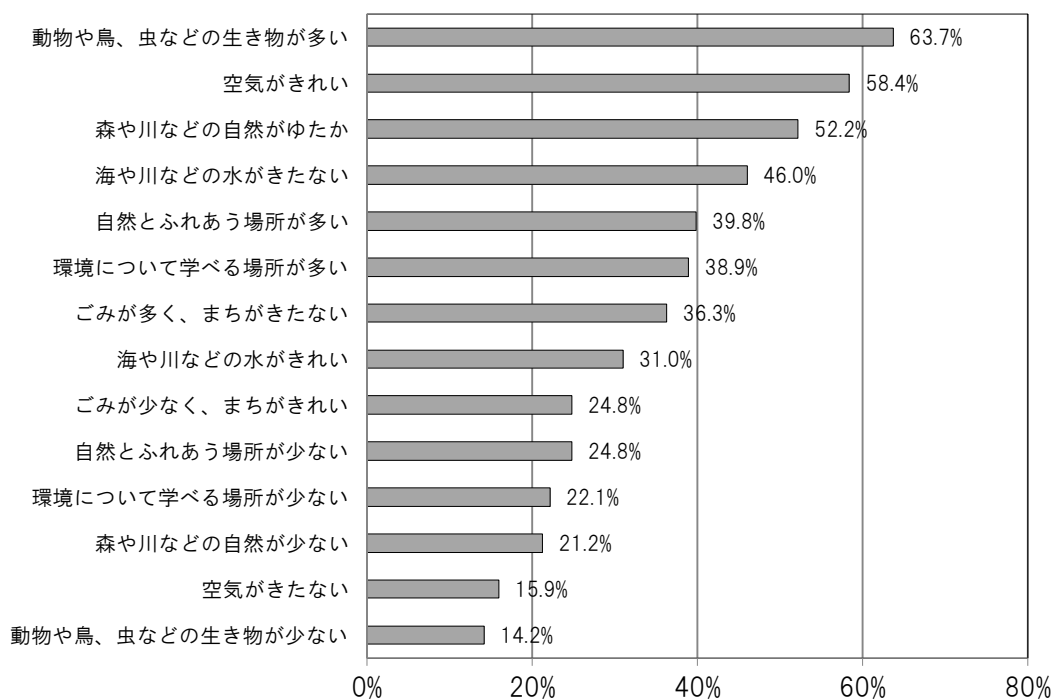
平成24年（2012年）9月22日、23日に環境フェスティバル会場においてアンケート調査を実施

#### (4) 回収結果

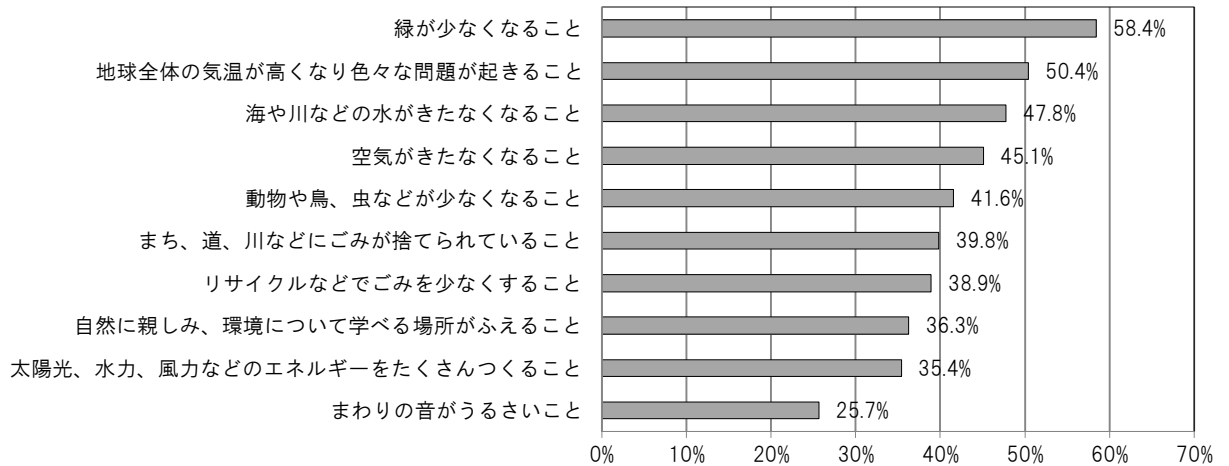
回収数 113 件

### 2 調査結果

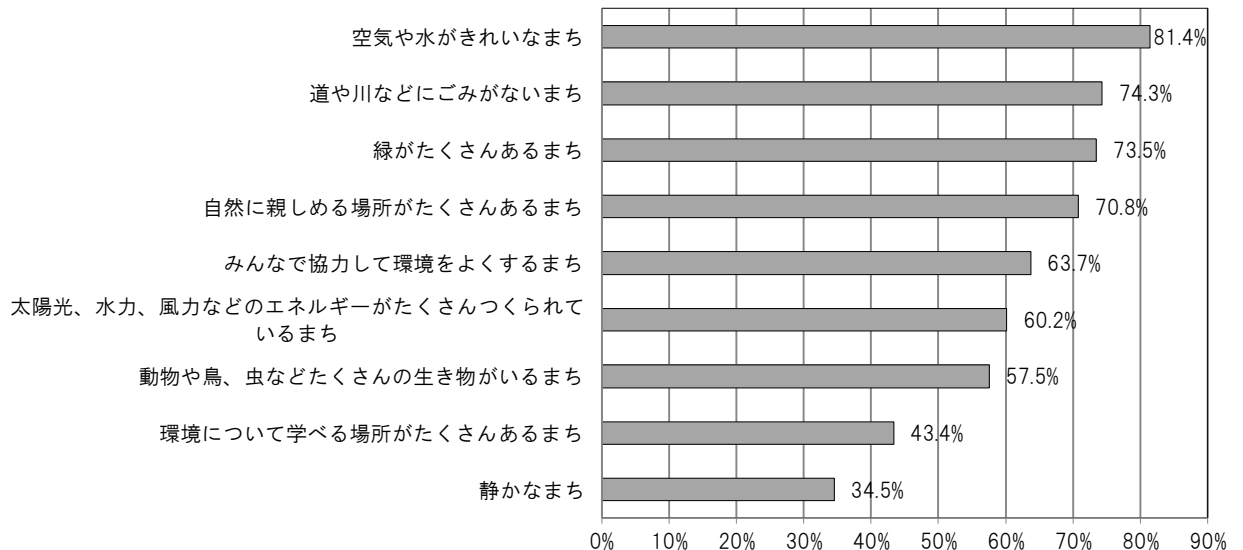
#### 身の周りの環境



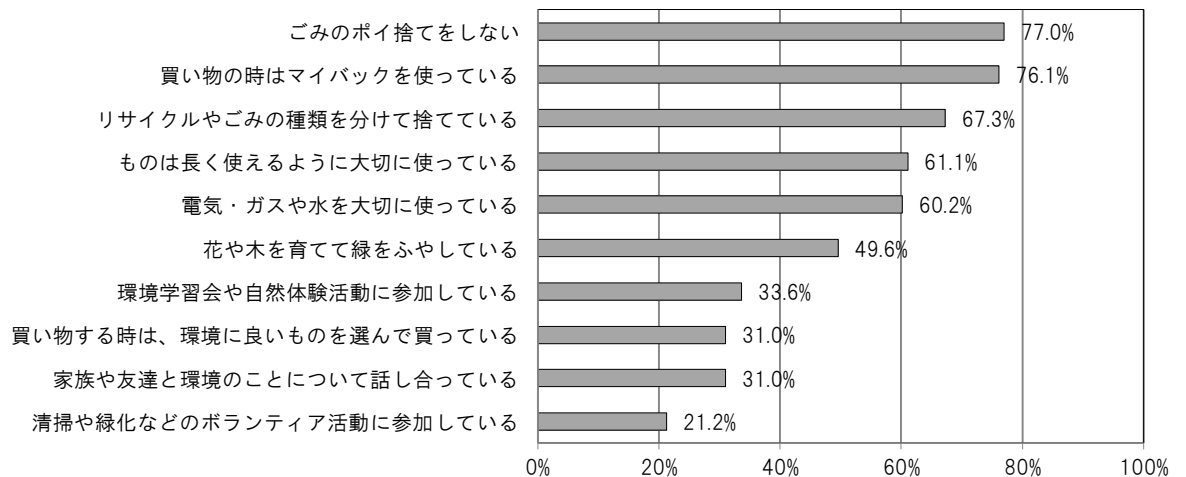
## 関心のある環境問題



## 20年後の望む環境



## 日頃から行っていること



### 資料3 施策一覧表

基本目標	推進施策	項目	主な内容
市民環境力の向上	環境学習の推進	環境学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境月間行事の実施</li> <li>・環境フェスティバルの開催</li> <li>・環境イベントの実施</li> <li>・環境講演会の実施</li> <li>・自然探勝会の開催</li> <li>・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、環境監視センター等環境関連施設の活用</li> <li>・パートナーシップ型環境学習の実施</li> </ul>
		学校教育等における環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境副読本の作成・配付</li> <li>・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施</li> <li>・ビオトープ推進事業の実施</li> <li>・太陽光発電の設置・活用</li> <li>・青少年自然体験活動推進事業の実施</li> <li>・環境ポスターの募集</li> </ul>
		主体的な環境学習の取り組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前環境教室の実施</li> <li>・公民館講座・子育て教室の活用</li> <li>・環境学習教材の貸出</li> <li>・環境パネルの貸出</li> <li>・うちエコキッズの活用の促進</li> </ul>
		環境づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習リーダー養成講座の実施</li> <li>・こどもエコクラブ事業の推進</li> </ul>
	環境情報の共有	環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報システムの整備・活用</li> <li>・「姫路の環境」等の作成・配布</li> <li>・ホームページの拡充</li> <li>・広報紙による環境情報の発信</li> </ul>
		環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物調査の実施</li> <li>・水生生物調査マニュアルの提供</li> <li>・スターウォッチング調査の実施</li> <li>・水族館、動物園等との情報共有の場の創出</li> </ul>
	環境配慮活動の促進	環境配慮活動の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進</li> <li>・環境マネジメントシステムの運用</li> <li>・施設照明や道路照明のLED化の推進</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入</li> <li>・電気自動車等の低公害車や公用自転車の導入</li> <li>・グリーン購入の推進</li> <li>・緑のカーテンの設置</li> </ul>
		市民等の環境配慮活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもエコクラブ事業の推進〔再掲〕</li> <li>・環境づくり市民会議の運営</li> <li>・環境イベントの実施〔再掲〕</li> <li>・全日本エコ川柳大賞の実施</li> <li>・レジ袋削減運動の推進</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進</li> </ul>
低炭素・循環型社会の構築	低炭素社会の構築	計画的な温室効果ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進</li> <li>・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進〔再掲〕</li> </ul>
		産業部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先導的な取り組みの紹介（環境フェスティバルへの出展等）</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進〔再掲〕</li> </ul>
		民生部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトダウンキャンペーンの実施</li> <li>・緑のカーテンの推進</li> <li>・省エネナビの貸出</li> <li>・環境イベントの実施〔再掲〕</li> <li>・レジ袋削減運動の推進〔再掲〕</li> <li>・兵庫県うちエコ診断事業、環境家計簿等の普及による環境意識の高揚</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進〔再掲〕</li> <li>・省エネ照明設置事業の実施</li> </ul>
		運輸部門対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマイカーデーの取り組みの推進</li> <li>・エコドライブの普及啓発</li> <li>・低公害車の導入促進</li> <li>・公用自転車の導入やサイクリング自転車の貸出</li> <li>・コミュニティサイクルの導入検討</li> <li>・公共交通機関の利便性向上と利用促進</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道、自転車道の整備</li> <li>・駐輪場の整備</li> <li>・都市計画道路の整備</li> </ul>
		再生可能エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電など再生可能エネルギーの普及促進</li> <li>・美化センターにおける余熱利用</li> <li>・カーボンニュートラルとしての木材の利用促進</li> </ul>
		緑の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の保全と緑化の推進</li> </ul>
		フロン回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン回収とノンフロン製品の普及促進</li> </ul>
循環型社会の構築	資源循環に関する取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋削減運動の推進 [再掲]</li> <li>・カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進</li> <li>・集団回収奨励金交付制度の促進</li> <li>・プラ容器、ミックスペーパー、ペットボトル等のリサイクル促進</li> <li>・廃家電のリサイクル促進</li> <li>・剪定枝の再資源化処理</li> <li>・生ごみの堆肥化の促進</li> <li>・地球にやさしいお買い物運動の推進</li> <li>・有機系廃棄物資源化の調査研究</li> <li>・エコパークあぼしの活用（再資源化施設や余熱利用施設等の運用）</li> <li>・建設発生土の再資源促進</li> </ul>
		一般廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の適正排出の徹底</li> <li>・効率的な分別収集体制の確立</li> <li>・適正な焼却処理の推進</li> <li>・適正な破碎処理の推進</li> </ul>
		産業廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者、排出事業者に対する立入検査と指導の強化</li> <li>・各種講習会、広報活動の実施</li> <li>・産業廃棄物の減量化・資源化の推進</li> </ul>
環境と経済の調和	環境と経済の調和		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・地産地消の推進（朝市の開催、農水産物のブランド化、ファームマイレージ等）</li> <li>・農商工連携の促進</li> <li>・グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進</li> <li>・市民農園の推進</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくり育てる漁業事業の推進</li> <li>・観光漁業の推進</li> <li>・循環型林業の推進</li> <li>・市民、事業者版の環境行動指針の活用</li> <li>・国際規格等認証取得支援事業の推進 [再掲]</li> <li>・工場・事業場等における適正な緑地確保の推進（工場立地法等に基づく緑地の整備）</li> <li>・パートナーシップ型環境学習の実施 [再掲]</li> </ul>
生活環境の保全	大気環境の保全	環境監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染の常時監視</li> <li>・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト調査</li> <li>・酸性雨調査</li> </ul>
		工場・事業場等への規制・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく規制・指導の徹底</li> <li>・環境保全協定の推進</li> </ul>
		自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合交通体系の構築</li> <li>・道路の体系的整備の推進</li> <li>・自転車道の整備</li> <li>・ノーマイカーデーの取り組みの推進 [再掲]</li> <li>・エコドライブの普及啓発 [再掲]</li> <li>・低公害車の導入促進 [再掲]</li> </ul>
	水環境の保全	環境監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域の常時監視</li> <li>・ダイオキシン類、環境ホルモン、ゴルフ場農薬残留調査</li> </ul>
		工場・事業場等への規制・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]</li> <li>・環境保全協定の推進 [再掲]</li> </ul>
		生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の整備</li> <li>・合流式下水道の改善</li> <li>・集落排水施設の機能強化</li> <li>・合併処理浄化槽設置助成</li> <li>・集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合に向けた取り組み</li> </ul>
		河川等の美化・浄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の美化・浄化活動の推進</li> <li>・ため池クリーンキャンペーンの実施</li> <li>・生活環境美化事業の推進</li> </ul>

		水循環の健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や緑地、ため池の保全</li> <li>・雨水排水の利用</li> <li>・歩道の水たまり解消工法の実施</li> </ul>
	土壌環境の保全	環境監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の常時監視</li> <li>・ダイオキシン類調査</li> </ul>
		土壌汚染対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]</li> </ul>
	静けさの確保	工場・事業場や建設作業等への規制・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]</li> <li>・土地利用の適正化の推進</li> </ul>
		自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境騒音調査</li> <li>・自動車騒音常時監視</li> <li>・道路交通の円滑化の推進</li> <li>・排水性舗装の整備</li> <li>・街路樹等の植栽による沿道の環境対策</li> </ul>
近隣騒音対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等の配布による啓発</li> </ul>	
ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の保全と緑化の推進 [再掲]</li> <li>・透水性舗装の整備</li> <li>・エコドライブの普及啓発 [再掲]</li> </ul>	
自然環境との共生	生物多様性の確保	生息・生育状況の調査・把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生き物調査の実施</li> <li>・水生生物調査の実施 [再掲]</li> <li>・市川野鳥観察所の管理運営</li> <li>・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、水族館等の活用</li> </ul>
		生息・生育空間の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護</li> <li>・環境保全型農業の推進 [再掲]</li> <li>・里山林整備事業の推進</li> <li>・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備</li> <li>・野生動物育成林整備</li> <li>・ビオトープ推進事業の実施 [再掲]</li> <li>・田んぼビオトープの実践（田んぼの学校）</li> </ul>
		貴重種等の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノジギク・サギソウの普及・促進</li> <li>・希少動物の種の保存に関する調査・研究</li> <li>・野生傷病鳥獣の保護</li> <li>・自然探勝会の開催 [再掲]</li> </ul>
		外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境イベントでのパネル展示</li> <li>・水族館での生き物展示</li> <li>・特定外来生物被害対策事業の推進</li> </ul>

	身近な緑の保全と創造	緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画の推進</li> <li>・姫路まちごと緑花大作戦事業の推進（記念樹配布事業、地域緑化事業、子ども教室緑花等）</li> <li>・緑化推進事業の推進（地域モデル花壇事業、緑化モデル地区作り、公共施設緑化事業、地区シンボル樹植栽事業等）</li> <li>・民有地緑化への支援</li> <li>・緑のカーテンの推進 [再掲]</li> <li>・緑化イベントの実施</li> <li>・広報紙「ひめじの緑」の発行</li> <li>・街路樹アダプト制度の推進</li> </ul>	
		公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園等の整備</li> <li>・計画的な公園整備の推進（公園整備プログラムの策定等）</li> </ul>	
		緑地等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法等に基づく開発許可</li> <li>・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護 [再掲]</li> </ul>	
	身近な水辺の保全と創造	身近な水辺にふれあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物調査の実施 [再掲]</li> <li>・ため池クリーンキャンペーンの実施 [再掲]</li> <li>・親水イベントの開催支援</li> <li>・海水浴場調査の実施</li> </ul>	
		親水空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境整備事業の促進</li> <li>・多自然川づくりの推進</li> <li>・ため池環境の整備</li> </ul>	
	自然資源の活用	自然資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全</li> <li>・里山林整備事業の推進 [再掲]</li> <li>・自然公園等の保全・活用</li> <li>・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施 [再掲]</li> <li>・エコツーリズムの推進</li> <li>・グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進 [再掲]</li> <li>・森林ツーリズム整備事業の実施</li> </ul>	
	快適環境の創出	魅力的な景観の形成	計画的な景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路城周辺地区景観ガイドプランの推進</li> <li>・特別史跡姫路城跡整備基本計画の推進</li> <li>・姫路城の保存管理・整備</li> </ul>
			景観形成の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観条例及び景観計画等に基づく規制・誘導</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例に基づく規制・指導</li> <li>・都市景観重要建築物等の指定・保全</li> <li>・町並み修景助成制度の推進</li> </ul>
		市民の自主的な景観形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観形成市民団体の認定・活動支援</li> <li>・都市景観アドバイザーの派遣</li> <li>・路上違反簡易広告物除却活動員制度の推進</li> <li>・景観啓発活動の実施</li> <li>・美しい田園景観づくり（コスモス等の栽培支援）</li> </ul>
	歴史文化遺産の保存と活用	姫路城の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡姫路城跡整備基本計画の推進〔再掲〕</li> <li>・姫路城の保存管理・整備〔再掲〕</li> </ul>
		歴史文化遺産の保存・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財保存修理への助成</li> <li>・重要な史跡の保存・整備</li> <li>・姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業の推進</li> <li>・都市景観重要建築物等の指定・保全〔再掲〕</li> </ul>
		歴史文化遺産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財散策ルート整備の活用</li> <li>・姫路城周辺の町家等の活用の推進</li> <li>・埋蔵文化財センターの充実</li> <li>・書写の里・美術工芸館の充実</li> </ul>
	環境美化活動の促進	環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境美化事業の推進（重点道路の清掃等）〔再掲〕</li> <li>・まち美化運動の推進（まちかど100mクリーンアクション運動の推進、全市一斉清掃の実施等）</li> <li>・路上喫煙禁止制度の実施</li> <li>・不法投棄の防止対策事業の推進</li> </ul>

## 資料4 姫路の環境をみんなで守り育てる条例

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第8条—第24条)
- 第3章 地球環境保全の推進のための施策(第25条・第26条)
- 第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制(第27条・第28条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境が人間の生存と生活の基盤であることにかんがみ、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に係る密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境管理 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来

にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、地域の構成員として、地域の環境の保全と創造に貢献するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等の環境の自然的要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 水と緑に親しむことのできる都市空間の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用、良好な都市景観の創出を図り、潤いと安らぎのある快適な都市環境を形成すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(5) 市、事業者及び市民のすべての主体が参画し、協働する社会を形成すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ姫路市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進することにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、海浜等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全と創造を行うに当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全と創造)

第15条 市は、姫路城をはじめとする歴史的文化的資源、良好な景観その他の地域の個性を生かした潤いと安らぎのある環境を保全し創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第16条 市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造についての関心と理解を深め、自らの活動を行う意欲が増進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の環境の保全と創造に関する自主的活動が促進されるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参画の機会の確保)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の参画の機会の確保に努めるものとする。

(情報の共有化)

第21条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民等と協働して、環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を収集するとともに、適切に情報の提供を図り、市民等との情報の共有化に努めるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全と創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(環境管理に関する取組)

第24条 市は、事業者の環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自ら環境管理に関する取組の実施に努めるものとする。

### 第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第25条 市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、市民等との協働により、環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第28条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。



資料5 姫路市環境審議会名簿

役職	氏名	所属等
会長	中瀬 勲	兵庫県立大学 自然環境科学研究所 教授
副会長	糺川 恵司	姫路商工会議所 常議員
委員	足立 昌子	神戸薬科大学 薬学部 教授
	有馬 妙子	姫路市連合婦人会 会長
	家永 善文	元姫路科学館館長
	石井 修	姫路経営者協会 副会長
	岩成 孝	姫路市連合自治会 会長
	浦上 文男	姫路薬剤師会 会長
	大西 浩二	公益社団法人姫路青年会議所 副理事長 (H24. 10. 1～)
	小河 晶子	近大姫路大学 教育学部 教授
	川崎 志保	兵庫県弁護士会姫路支部
	杉江他曾宏	兵庫県立大学 大学院工学研究科 特任教授
	通山 由美	姫路獨協大学 薬学部 教授
	中澤 卓生	姫路市漁業協同組合 代表理事組合長
	西村 正喜	姫路獨協大学 法学部 准教授
	福永 明	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
	三渡 眞介	公益社団法人姫路青年会議所 理事長 (～H24. 9. 30)
	村瀬 智子	近大姫路大学 看護学部 教授
山村 充	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授	
山本 一郎	社団法人姫路市医師会 副会長	

(委員は五十音順に掲載)

## 資料 6 姫路市環境基本計画の策定経過

### 1 地域内体制

#### (1) 姫路市環境審議会

開催年月日	会 議 名
平成 24 年 5 月 30 日	第 1 回環境審議会（諮問） 第 1 回環境審議会環境基本計画委員会
平成 24 年 8 月 1 日	第 2 回環境審議会環境基本計画委員会
平成 24 年 9 月 26 日	第 3 回環境審議会環境基本計画委員会
平成 24 年 11 月 7 日	第 2 回環境審議会（答申）

#### (2) 姫路市地球温暖化対策実行計画推進協議会

開催年月日	会 議 名
平成 24 年 7 月 10 日	第 1 回地球温暖化対策実行計画推進協議会
平成 24 年 9 月 25 日	第 2 回地球温暖化対策実行計画推進協議会

### 2 市民参画

#### (1) より良い環境づくりについての市民アンケート

実施時期：平成 24 年（2012 年）5 月～6 月

対 象：満 20 歳以上の市民 1,000 人

#### (2) より良い環境づくりについての市民アンケート<子ども版>

実施時期：平成 24 年（2012 年）9 月 22 日、23 日

対 象：小学 1 年生から中学 3 年生

#### (3) パブリック・コメントの募集

実施時期：平成 24 年（2012 年）12 月 17 日～平成 25 年（2013 年）1 月 21 日

意見件数：0 件

### 3 庁内体制

開催年月日	会 議 名
平成 24 年 5 月 7 日	第 1 回環境基本計画推進本部会議
平成 24 年 7 月 25 日	第 1 回環境基本計画特別部会
平成 24 年 8 月 29 日	第 2 回環境基本計画特別部会
平成 24 年 10 月 22 日	第 3 回環境基本計画特別部会
平成 24 年 11 月 19 日	第 2 回環境基本計画推進本部会議
平成 25 年 2 月 7 日	第 3 回環境基本計画推進本部会議

## 諮 問 書

諮問第 3 号

平成 2 4 年（2012 年） 5 月 3 0 日

姫路市環境審議会

会長 中瀬 勲 様

姫路市長 石見 利勝

新姫路市環境基本計画について（諮問）

このことについて、姫路の環境をみんなで守り育てる条例第 9 条第 4 項の規定により諮問します。

## 答 申 書

平成 2 4 年（2012 年） 1 1 月 7 日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市環境審議会

会 長 中瀬 勲

新姫路市環境基本計画について（答申）

平成 2 4 年 5 月 3 0 日本審議会に諮問された 諮問第 3 号「新姫路市環境基本計画について」に関し、慎重に審議を重ね結論を得たので次のとおり答申する。

## 用語解説

### あ行

#### 【アスベスト】

一般に石綿と呼ばれる天然産の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を備えた絹糸状の光沢をもつ繊維状の集合体。住宅の断熱材、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに使われている。

細かい繊維状となって空气中に浮遊したものを長期間吸い込むと、悪性腫瘍等の疾患を引き起こす可能性がある。

#### 【アダプト制度】

市民と行政が協働で進めるまち美化制度のこと。「アダプト (adopt)」とは「養子縁組する」という意味。市民や事業者などが道路や公園など一定の公共空間の「里親」となり、定期的・継続的に美化活動を行い、行政がこれを支援する。本市では植樹帯を中心とした道路の維持管理を行う「ひめじ街路樹アダプト制度」を導入している。

#### 【エコアクション 21】

企業、学校、公共機関などが環境への取り組みを効果的・効率的に行うことを目的に環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価するシステムを構築・運用・維持するための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、環境マネジメントシステムの認証・登録制度のこと。

#### 【エコツーリズム】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、それらの保存に責任をもつ観光のあり方。野生生物観察や山里のくらし体験など様々なツアーがある。

#### 【エコドライブ】

急発進、急加速をやめる、不必要なアイドリングをしないなど、環境に配慮した自動車使用のこと。

#### 【オゾン層破壊】

オゾン層は成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のことで、生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾン層が破壊され穴が開く、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上へ達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

#### 【温室効果ガス】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが削減対象の温室効果ガスと定められた。

### か行

#### 【カレンダー方式】

地区ごとに家庭ごみの収集日や粗大ごみ、資源ごみの分別方法などをカレンダー式に記載し全戸配布することにより、一般家庭での適正なごみ処理方法を周知する方式。

#### 【環境ホルモン】

環境ホルモンは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質」と定義される。科学的には未解明な点が多いが、環境省では、環境ホルモンの恐れのある化学物質として、ビスフェノールA（ポリカーボネート樹脂などの原料）など 65 物質をあげている。

### 【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続きと、その管理・運用の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

### 【気候変動枠組条約】

気候変動枠組条約は、平成4年（1992年）に採択され、世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とし、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。同条約に基づき、平成7年（1995年）から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催。

### 【京都議定書】

平成9年（1997年）に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において採択された。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの6種類の温室効果ガスを対象とし、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの間に先進国締約国で平成2年（1990年）比で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。この議定書はロシアが批准したことにより、平成17年（2005年）に発効した。

### 【グラウンドワーク】

イギリスの都市周辺部で1980年代に開始された地域の環境改善活動である。地域を構成する住民、企業、行政の3者がパートナーシップを組み、グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）を行うことにより、自然環境や地域社会を整備・改善していく活動を指す。

### 【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

### 【グリーン成長】

地球温暖化などの環境問題を解決しながら、同時に持続可能な経済成長を目指していくという考え方。

### 【グリーンツーリズム】

農山漁村地域において自然・文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ余暇活動。

### 【光化学オキシダント】

工場や自動車から排出される一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるもの。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されている。

### 【固定価格買取制度】

再生可能エネルギー（太陽光、風力などの自然の力を利用したエネルギー）により発電された電気を、電気事業者が一定期間、固定価格で買い取る制度のこと。平成24年7月から開始された。

### 【こどもエコクラブ】

幼児から高校生までが地域において仲間とともに主体的に環境に関する学習や活動を行うことを支援する目的で、平成7年（1995年）に国の提唱により発足した環境活動クラブ。

### 【コンプライアンス】

一般的に「法令遵守」と訳される。特に、企業活動において、法律や規則、社会規範などに違反することなく、それらをきちんと守ることをいう。法律の条文のみならず、法律の精神を理解し遵守するという意味を含むため「倫理法令遵守」という言葉が用いられることもある。

## さ行

### 【再生可能エネルギー】

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。

### 【里山】

人里近くにあつて人々の生活と結びついた山・森林。

### 【酸性雨】

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸塩や硝酸塩等の形となって取り込まれた酸性度の強い雨。森林・湖沼等の生態系や文化財に影響を及ぼし、地球規模の問題となっている。

### 【市民共治（ローカル・ガバナンス）】

市民団体や事業者などが地域課題や特定課題の解決のため、それぞれの特性を生かし、行政とともに公共の担い手として参画し、協働する地域経営システム。

### 【循環型社会】

地球環境を意識して限りある資源やエネルギーをできるだけ節約し、モノを徹底的に再資源化することにより、環境負荷をできる限り小さくした社会。

### 【生物多様性】

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

### 【生物多様性国家戦略】

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画。平成7年に生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略が策定された。平成20年(2008年)6月に生物多様性基本法が施行され、法律上でも生物多様性国家戦略の策定が規定された。

### 【生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）】

平成22年(2010年)10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」などが採択された。

### 【生物多様性地域戦略】

生物多様性基本法で「都道府県及び市町村は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定された、生物多様性を社会に浸透させることを目的とした、効果的な地方での戦略づくりや実践的な取り組みを促す計画。

### 【生物多様性保全活動促進法】

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」は、地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成23年(2011年)10月に施行。

## た行

### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物等が指摘されている。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。

### 【低炭素社会】

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを

活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

#### 【特定外来生物】

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって規定された生物。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められている。

#### 【都市の低炭素化の促進に関する法律】

低炭素建築物の認定や市町村による低炭素まちづくり計画の策定を通じて、都市・交通における低炭素化・エネルギー利用合理化実現のための民間投資促進を目的としている。

## な行

#### 【熱帯夜】

夜間の最低気温が 25℃以上の日をいう。統計上は夜間だけでなく、その日の最低気温をもって代用することが多い。

#### 【ノーマイカーデー】

通勤・通学での自家用車の使用を控え、移動手段を公共交通機関や自転車に切り替えることで温室効果ガスの削減を図る取り組み。本市では、平成 21 年度（2009 年度）から毎月の最終金曜日を職員のノーマイカーデーに設定している。

## は行

#### 【排水性舗装】

不透水性の層の上に空隙率の高い材質の層を設けることにより、浸透した水が不透水性の層の上を流れて排水処理施設へ速やかに排水され、路盤以下へは水が浸透しないように設計した構造の舗装。通

常のアスファルト舗装よりも路面の空隙率が多いため、この空隙に自動車騒音が吸収され騒音が低減される効果もある。

#### 【バイオマス】

動植物やそれらの廃棄物（生ごみや家畜糞尿など）を起源とするエネルギーのこと。バイオマスエネルギー利用により発生する二酸化炭素は、自然界の炭素循環に含まれるとの考えにより、地球温暖化には影響を与えないものとみなされる。

#### 【パートナーシップ型環境学習】

市民・NPO・事業者・行政などが、自分たちの役割や責務を自覚することを通じて築いていく協力関係のもと実践される環境学習をいう。

#### 【ヒートアイランド】

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートやアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少に伴う蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

#### 【ビオトープ】

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。近年では、都市その他の地域の動植物や昆虫などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになってきている。

#### 【微小粒子状物質】

浮遊粒子状物質の中でも粒径 2.5 $\mu$ m 以下の物質をさす。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから健康への影響が懸念され、平成 21 年に環境基準が定められた。

#### 【ファームマイレージ】

農産物を購入することで農地の守り手になるという消費者・生産者が一体となった地産地消の新たな取り組み。本市では、直売所に出荷された農産物

を栽培に必要な面積に応じてポイント化し、購入者が貯めたポイントに応じて地元の農産物等をプレゼントする事業を実施している。

#### 【フードマイレージ】

食べ物の重量と輸送距離をかけた値のこと。輸送距離が短い食べ物の方が、発生する二酸化炭素等が少なく、環境負荷が小さいという考え方に基づく。

#### 【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

#### 【フルーツリズム】

島や沿海部の漁村において自然・文化、漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ余暇活動。

## ま行

#### 【マイバッグ運動】

家庭から出るごみの減量や省資源を目的に、買い物袋を持参し、レジ袋を受け取らずに買い物をしようという運動。

#### 【緑のカーテン】

窓の外に、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を植えて、カーテンのように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。

## や行

#### 【有機系廃棄物】

生ごみをはじめ、畜産ふん尿、下水汚泥、剪定枝など多様で、全廃棄物の6割を占めるとも言われ、その資源化対策が国内で大きな課題となっている。

## ら行

#### 【ライトダウンキャンペーン】

ライトアップ施設や家庭の電気を一斉に消す運動のこと。温暖化防止の取り組みを国民に広げていくために、環境省によって展開された「CO<sub>2</sub>削減／ライトダウンキャンペーン」で実施され、平成15年（2003年）から夏至の日を中心に夜景スポットや家庭照明の消灯を呼びかけている。

## アルファベット

#### 【CSR】

「企業の社会的責任」（CSR(Corporate Social Responsibility)）。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員が働きやすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSRはこうした企業のありかたや取り組み全般のことを指す。単に「社会的責任（SR）」と呼ぶ場合もある。

#### 【ESD】

「持続可能な開発のための教育」（ESD(Education for Sustainable Development)。「我が国における「ESDの10年」実施計画」では、ESDを「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

#### 【ISO】

国際標準化機構（ISO(International Organization for Standardization)）が制定している国際規格。14001は、環境マネジメントシステムについての規格で、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することが規定されている。



## 姫路市環境基本計画

---

発行日 平成 25 年 (2013 年) 3 月

発 行 姫路市環境局環境政策室

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL : 079-221-2468 FAX : 079-221-2469

E-mail : kankyoho@city.himeji.hyogo.jp

URL : <http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212468>

